

2009. 3. 25 発行

SUIGENREN
DAYORI
No.49

水源連だより

◆水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ:

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/suigenrennope-zi2.htm>

4. 25 「無駄な公共事業見直しを実現する

全国大会」へ参加を！

2009 年 4 月 25 日午後 2 時~4 時

日本教育会館 8F 第一会議室

内容

調講演

野党挨拶

市民リレートーク

大会宣言 ほか

目次

- 1, 4. 25 「無駄な公共事業見直しを実現する
全国大会」へ 1
- 2, 4. 25 全国大会によせて「100 年以上昔
の大洪水から『無駄な公共事業中止』を訴
える」 水源連顧問 藤田恵 2
- 3, 全国の動きと事務局の活動 3
- 4, ふるさとが また騒がしくなってきた (石木ダム) 15
- 5, 内海ダム「予定地」、国の土地収用事業認定を認めない . . . 17
- 6, 無駄な成瀬ダムは直ちに中止させよう 19
- 7, 設楽ダムをめぐる状況はどうなっているか 23
- 8, 木曽川水系導水路をめぐる情勢と「長良川市民学習会」の活動報告 . . . 25
- 9, 大洲市長選かく闘えり . . . 国交省官僚を副市長に」 29



4・25「無駄な公共事業見直しを実現する全国大会」へ！！

「100年に1度の大不況」「GNP12%下落」「株価の暴落」・・・。

2兆円をばらまいて消費を促す、公共事業の前倒しで仕事を作る・・・。

根本的な経済政策はまったく改革される気配がありません。

こんな対応では「経済政策」と称して、ダム・砂防ダム建設、高速道路・林道建設、ごみ処分場建設、干潟埋め立てなど、自然と地域社会を破壊するだけでまったく不要な事業に予算がつぎ込まれてしまいます。

今こそ、無駄な公共事業批判を国民運動として、また、近々予定される衆議院選挙の争点として、旗を掲げる時と考えます。

無駄な公共事業を中止に追い込むことを運動として担ってきた仲間たちが結集し、
ムダな公共事業包囲網づくり ＝ 自公政権とともにムダな公共事業にも沈んでもらう
を目的にすえた一大集会を開催します。

日 時： 2009年4月25日《土》 14時から16時（2時間）

場 所： 日本教育会館 8階 第一会議室（300名収容）

（〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 TEL03-3230-2831）

内 容： 基調講演・野党各党挨拶・市民リレートーク・来場議員紹介・大会宣言

この集会は無駄な公共事業を対象として運動している全国の皆さんに実行委員会結成を呼びかけ、その準備を進めています。

実行委員会を構成する団体は、

環境行政改革フォーラム、全国自然保護連合、日本森林生態系保護ネットワーク、たたかう住民とともにゴミ問題の解決をめざす弁護士連絡会、道路公害反対運動全国連絡会、日本環境法律家連盟、溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、ラムネット（ラムサールCOP10のための日本NGOネットワーク）、東・東南アジア河川ウォッチ・ジャパン（RWE S A - J）、日本湿地ネットワーク、日本消費者連盟（予定）、水源開発問題全国連絡会（水源連）

です。（順不同）

チラシを同封しますので皆さん是非、声を掛け合ってご参加ください。

100 年以上昔の大洪水から

「巨大ダム等の無駄な公共事業中止」を訴える

水源連顧問 藤田恵

最近、ドキュメント小説「那賀川の大洪水・辰の水の鉄砲水」（山住國廣著）を読みました。

これは、徳島的那賀川で 100 年以上昔の明治 25 年に、今の長安ロダムのほぼ中間付近の高磯山が台風の豪雨で大崩壊し、その土砂で那賀川が巨大な自然ダムとなり、巨大土石流が起きた記録です。ダムの決壊は 3 日後だったため避難の備えも万全で、幸い犠牲者は一人もなかったとあります（故意に家とともに流された旧土族一家の 3 人は例外）。これと同じ台風時に徳島の海部川でも保瀬山の大崩壊で海部川流域を巨大土石流が襲いましたが、那賀川同様に決壊することを見込んで、鉄砲隊を配置してダム決壊と同時に鉄砲で下流住民に知らせるなどの避難体制が万全で死者 0 だったと「保瀬切れ」という記録にあります。

古い記録を集めれば、このような昔の大水害の事例は全国に無数にあると思われませんが、特に下流では多くの民家などが流出しても犠牲者無し(山の崩壊時には両記録とも数十人が生き埋めなど)というのは、この 2 例だけが特異ではないことが推測されます。

勿論、大水害と言っても、昔に比べ流域人口など大幅に増加し、田舎でも都市化している現在と単純に比較することはできませんが、「巨大土石流が流域を襲っても犠牲はなかつた」ことは、上流に巨大ダム、下流はスーパー堤防という現在の河川管理へ警告を示唆してないないでしょうか。つまり、河川工学者や建設官僚がいなくても、地域住民が先祖代々の長い間の経験の積み重ねで「巨大土石流が流域を襲ってきたら、家の前の川は何時頃どの高さまで水が来るのか、どこまで逃げれば安全か」などを的確に判断できたこととことです。

逆に今のように、巨大ダム至上主義、スーパー堤防至上主義のままでは、スーパー堤防を永遠に造り続けるか、その川の全ての流量を貯め込む、さらに巨大ダムを都市に近くへ造らなければ、大水害から逃れることは不可能になってしまいます。

また、これからも上記 2 例のような大規模な山林崩壊は何時どこで起きても不思議ではないし、山林の荒廃を見るにつけその可能性は全国的に日増しに大きくなっていると考えられます。既に日本全国の川と言う川は巨大ダムで何重にも埋め尽くされていますので、もし「辰の水」のような土石流がダム湖やその上流で起きればすべてのダムのゲート等は次々と下流へ向けて一瞬で吹っ飛び、下流域の都市では何十万人という膨大な犠牲者が出ることは確実であり正に背筋が凍る思いです。

自民党政権は不要な巨大ダムの建設などで国家財政の大赤字を垂れ流しながら、一方では構造改革を叫び、自助自立・受益者負担を押し付け福祉・医療・教育等の社会福祉費・社会保障費を削減し、土建資本や高額所得者に逆累進税制等を通じて莫大な資金を還元してきました。そのうえ、「100 年に一度の大不況」の名のもとに、麻生政権は既に死に体にも関わらず「緊急経済政策」と称して、ばら撒き予算を策定しており、不要なダムや砂防ダムの予算のいっそうの増額が危惧されます。何としても本大会の成功により、「巨大ダム等の無駄な公共事業中止」を多くの人々に訴えることが今の最重要課題です。

2009 年 3 月 18 日

全国の動きと事務局の活動

水源連便り No.48 を発行した 2009 年 1 月 28 日以降の動きを記します。

I 各地の動き

1. 湯西川ダム訴訟、不当判決

宇都宮地方裁判所は宇都宮市を被告とする湯西川ダム裁判に対し、1月28日、原告の全面敗訴というまったく不当な判決を下しました。

裁判の尋問では県責任者や委員会委員の大学教授を立ち往生させ、内容的にも被告を追い詰めていたのですが、判決には全く反映されませんでした。

行政に対して何の注文をつけることもなく、原告の主張を一方的に退けました。

2. 内海ダム再開発事業 内海ダム事業認定→不服審査請求

2008年3月19日に香川県から事業認定申請を受けた四国地方整備局は本来であればその3ヵ月後には処分をすることになっていますが、なんと11ヶ月も経過した2009年2月6日に事業認定処分を下しました。

事業認定処分を行った際に、その理由・社会資本整備審議会公共用地分科会における審議経過・有識者に意見を聞いた場合はその回答、を明らかにすることになっています。

11ヶ月も時間をかけたのだから、「理由」はさぞかし苦悩に満ちたものになっているものと思うのは大間違いで、まったくひどい内容です。

治水上・利水上の必要性に関する異論は、科学的な説明をすることなく、ことごとく否定し、起業者である香川県の言い分をそのまま「県が言っているので」という形で認める内容になっています。

「説明責任が果たされていない」という指摘に対しては、「事業認定処分の範疇ではない」との居直り。決して許されるものではありません。

現地では「事業認定処分は取り消すべし」として、行政不服審査請求の手続きを進めています。

内海ダム事業認定処分に関する四国地方整備局公表資料は恐れ入りますが、下記のインターネットのページ（水源連ホームページの一部）をご覧ください。

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennnope-zi2/kakuti/hojodamu/utinomi/utinomi.htm>

3. 設楽ダム

強引な推進→

抗議と即時凍

結申入れ

設楽ダムの建設中止を求める会は、「設楽ダム建設に伴う損失補償基準協定書」の調印と「設楽ダム建設同意に関する協定書」の調印という設楽ダム建設事業の

「設楽ダム建設に伴う損失補償基準協定書」の調印と「設楽ダム建設同意に関する協定書」の調印

1 日時

平成 21 年 2 月 5 日（木） 午前 10 時から

2 場所

愛知県奥三河総合センター 講堂 （設楽町田口字向木屋 2-10）

3 調印者

(1) 設楽ダム建設に伴う損失補償基準協定書

設楽ダム対策協議会長	大久保 成一
国土交通省中部地方整備局長	佐藤 直良
設楽町長	加藤 和年（立会人）
愛知県豊川水系対策本部長	西村 真（立会人）

(2) 設楽ダム建設同意に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長	佐藤 直良
愛知県知事	神田 真秋
設楽町長	加藤 和年

強引な推進に関して、2月4日、愛知県・中部地整に抗議および即時凍結の申し入れをしました。

「設楽ダム建設に伴う損失補償基準協定書」の調印当事者である設楽ダム対策協議会は設楽ダムにより直接影響を受ける水没予定住民・水没予定地内に土地を有する地主から構成されていますが、その意思決定システムはとても民主的といえるものではなく、ダム推進に向けて一方的に運営されているものです。

4. 徳山ダム 道路建設協定訴訟

徳山ダム建設にやむなく「ダムができてその上流の所有地に道路をつけること」を条件として同意を与えた住民が、道路がつけられていないのは約束違反、と訴訟を起こしました。毎日新聞記事を掲載します。

毎日新聞 2009年1月29日 地方版

徳山ダム（揖斐川町）上流部に向かう道路を建設しないのは約束違反として、旧徳山村民らが水資源機構と同町を相手取り、公共補償協定の無効確認を求めている訴訟の口頭弁論が28日、岐阜地裁（西尾進裁判長）であり、原告の1人で旧村門入地区出身の泉諭さん（63）＝揖斐川町上南方＝が意見陳述を行った。

泉さんは、水資源機構が道路の代用として用意した連絡船についても「故郷に行きたい人のために定期的に運航されたことは一切ない」と指摘。「故郷へ通じる道がなくなったため、現地にある望郷広場で住民同士がそろって旧交を温めることができない」と訴えた。【鈴木敬子】

5. 木曽川水系連絡導水路事業 住民監査請求

「導水路はいらない！愛知の会・準備会」は「木曽川水系連絡導水路事業は流水正常機能の維持でも新規利水でも必要性がない。本件導水路事業に係る愛知県の費用負担は違法なものであって、愛知県には負担の義務がなく、負担金を支出すべきではない。」として

「本件導水路事業の愛知県の費用負担金につき、①支出しない、②国（国土交通省）および水機構に対する負担義務の不存在の確認請求、③支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、④その他必要な措置、以上の措置を求める。」

と、住民監査請求を愛知県に提出しました。

「ヤマトシジミの生息限界」を理由とした河川維持用水量50m³/秒、愛知県水道の水需要を満たすための2.3m³/秒の新規利水開発、これらはそもそも科学的根拠のないものです。

愛知県監査委員がこの請求を認めない場合は、住民訴訟になります。監査委員がこのような請求を認めた事例はほとんどないのでは？ 住民監査請求制度そのものが主権者である請求者の立場に立った制度にならない限り、まったく無駄どころか徒労を住民に強いる弊害でしかありません。

6. 石木ダム 土地収用法適用をちらつかせる長崎県→断固拒否

石木ダム建設促進佐世保市民の会（三宅禎太郎会長）と佐世保市は1月27日、佐世保市三浦町のアルカスSASEBOで「市民総決起大集会」開催し、参加者は2,300人、そのうち390人は市職員であったと報道されています。

この集会に佐世保市職員が動員されることについて水源連として、抗議の声を佐世保市と長崎県に届けるべく要請を皆さんにいたしました。皆さんのご協力ありがとうございました。

石木ダムは佐世保市の水不足対策として構想され、1972年に予備調査が開始されています。水没予定地住民は1975年に石木ダム建設絶対反対同盟を結成して以来このかた、絶対反対を掲げています。もちろん長い闘いに疲弊してやむなく同意を与えた方もいますが、現在も十数世帯の皆さんが団結小屋に集まって「絶対反対」のこぶしをあげています。長い闘争に高齢化が進んでいますが、皆さんの意気は軒昂です。1982年には長崎県が強制測量を試みましたが、県職員と機動隊を座り込みで阻止した輝かしい戦歴を持ち合わせています。

佐世保市の水事情はある程度厳しいものがありますが、漏水防止や節水施策の強化、小規模水源の手配などまだまだ努力の余地が残されています。佐世保市はこれらの施策を講じて、石木ダムから撤退するべきです。

長崎県には第2雪浦ダムと石木ダムという2つのダム計画を抱えています。第2雪浦ダムは中止の可能性が高く、石木ダムについては強行突破の路線を突き進んでいます。石木ダム予定地を行政区域に持つ川棚町は2008年9月に長崎県知事と共に「石木ダム建設促進決起集会」を町職員動員のもとで開いています。「当の佐世保市はなにをしとるか」ということで1月27日の職員動員決起集会につながりました。

長崎県が土地収用法の適用を検討しているのは明らかです。土地収用法を適用した場合、土地を手に入れるには、事業認定申請→事業認定処分→収用裁決申請→収用採決→収用→（応じない場合 強制収用《代執行》）の手順を踏むことになります。石木ダム水没予定地のダム反対住民は最後まで反対することは明らかなので強制収用（代執行）にならざるを得ません。そうすると座り込む年老いた住民を暴力的に排除するのでケガ人はおろか死者が出るのが十分予想されます。私たちは反対住民を機動隊の暴力にさらすことは絶対に避けねばなりません。そのためには長崎県に土地収用法の適用をあきらめさせる、長崎県に石木ダムから撤退させることをなんとしてでも獲得しなければならないと考えます。

以下、石木ダム問題の最近の経過を報じている新聞記事を転載します。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行）

第102条の2 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き務し、又は物件を移転しなければならない。

1. 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

2. 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第85条第2項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

1月26日7時7分配信 西日本新聞

石木ダム建設認可33年 強制収用の可能性も

県、佐世保市 反対派説得進まず

慢性的な水不足に悩む長崎県佐世保市の水資源確保などを目的に同県川棚町に計画された石木ダムが今年、大きく動きだそうとしている。県は建設に反対する水没予定地の地権者との協議が全く進まない中、ダム周辺の付け替え道路建設工事に2009年度から着手する予定で、土地の強制収用手続きに踏み切る可能性も否定しない。総事業費285億円の大規模プロジェクトは国が県の計画を認可してから33年を経て、1つの節目を迎える気配を見せている。

谷あいを流れる川に沿って棚田が広がる同町川原（こうばる）地区。川のせせらぎと鳥の声が心地よく響く。

「こんな美しい集落が湖底に沈んで二度と見られなくなるなんて考えられない」。水没予定地に住む介護福祉士の炭谷潤一さん（27）は生まれ育った古里の風景を見つめ、つぶやいた。

1975年、建設予定地と周辺地区の122世帯が石木ダム建設絶対反対同盟を結成。82年、強制測量に入った県職員と機動隊を座り込みで阻止しようとして衝突したこともある。（次ページに続く）岩下和雄さん（61）は「けられて、投げ飛ばされて、何でこんなことされんといかんのか」という思いは今

も収まらん」と話す。

30年余の月日が流れ、移転対象家屋67戸のうち54戸は補償費を受け取り移転した。しかし、炭谷さんや岩下さんたち13世帯の家族は計画の白紙撤回を求め訴えている。

佐世保市は水不足に長年悩まされてきた。94 - 95年の渇水時に264日間の時間断水を経験し、2005年と07 - 08年にも減圧給水に追い込まれた。

市水道局によると、安定取水できる水源が少ないため、市内主要6ダムの平均貯水率が80%を切ると、たちまち給水制限を検討しなければならない。同市は石木ダムが完成すれば1日4万トンの安定した水源を確保できるとし「渇水の不安が解消でき、企業誘致もしやすくなる」とダム建設の必要性を強調する。

県は昨年、12年度にダム本体に着工することを明記した事業工程案を公表。金子原二郎知事が朝長則男市長とともに反対地権者説得のために何度も現地入りするなど、このところ焦りとも見えるような動きを見せる。

建設予定地から移転した元地権者でつくる石木ダム対策協議会は昨年、早期着工を求め、土地収用法に基づく強制収用を可能にする事業認定を国に申請するように県と佐世保市に要請した。金子知事も、話し合い路線を強調しつつも「工程表通りに進めたい」と強制収用手続きに入る可能性を否定していない。27日、市の主催で、金子知事や朝長市長が出席してダム建設推進を訴える総決起大会も開かれる。

昨年、熊本県の蒲島郁夫知事が川辺川ダムの建設計画に反対を表明。国土交通省は今年、ダム行政のあり方を見直す検討委員会を新たに発足させた。しかし石木ダムは今のところストップがかかる様子はない。

ダム建設をめぐり行政と住民、さらに住民同士の間を生じた亀裂。反対同盟の岩下さんは「県はダム建設ありきだ。時代に合った利水、治水のあり方を考え直すにはまだ遅くない」と批判。炭谷さんは「仲間と古里で過ごしたい。ただそれだけなんです」と話している。(山口卓)

2009/02/24 付 西日本新聞朝刊

石木ダム計画 反対派 面会を直接拒否 路上で50人「帰れ」 知事や市長ら引き返す

2009年2月24日 01:06 カテゴリー： [社会](#) [九州・山口](#) > [長崎](#)

県が川棚町に計画する石木ダムについて、金子原二郎知事と朝長則男佐世保市長、竹村一義川棚町長が23日夜、ダム建設に反対する地権者に面会を求め、同町を訪れたが、反対派の住民など約50人が「帰れ、帰れ」などとシュプレヒコールを上げながら、面会指定場所に通じる道路をふさいだため、金子知事ら3人は約15分後に面会をあきらめ、引き返した。知事ら3人の面会訪問は昨年10月と12月にも行われたが、いずれも地権者は面会場所に現れなかった。直接拒否されたのは今回が初めて。この日、反対派の地権者などでつくる石木ダム建設絶対反対同盟の約50人は午後6時半ごろから、県が面会場所に指定していた石木ダム生活相談所から約100メートル手前の路上に「ダム反対」のゼッケンや鉢巻き姿で集結、「ダム建設見直しを」と書いた横断幕を掲げた。

同50分ごろ、車で到着した知事らが車から降りて近づいたところ、反対同盟側から「ダム反対」「帰れ」と怒号が上がった。知事らは「相談所で話し合いましょう」「ここを通してください」と申し出たが、折り合わなかった。朝長市長は「きょうは残念だ。また来たいと思う」と述べた。

反対同盟の岩下和雄代表(61)は「知事や市長は『まず建設ありき』の姿勢で、ダムを白紙撤回するまで話し合いには応じない。今回の面会も私たちの考えを無視したパフォーマンスだ」と話した。

石木ダム計画をめぐっては、川棚町の移転対象家屋67世帯のうち54世(次ページに続く)帯が

補償費を受け移転。残る 13 世帯がダム建設反対を訴え、移転に応じていない。これに対し、県は昨年 7 月、2009 年度からダム周辺の付け替え道路工事に着手、16 年度の完成を目指す事業工程表を作成。金子知事は地権者との話し合いを優先するとしながらも「工程表通り進めたい」と述べ、新年度がダム計画の正念場になるとの見解を示していた。



石木ダム反対派住民（右側）とにらみ合う金子原二郎知事と朝長則男佐世保市長、竹村一義川棚町長

2009 年 3 月 11 日 毎日新聞

石木ダム：建設問題 佐世保市長、事業認定申請に言及―― 3 月定例会 ／長崎

◇「収用」視野の県に同調

川棚町に建設が計画され、水没地区の住民らが反対している石木ダム問題で、佐世保市の朝長則男市長は 10 日、反対派住民との「話し合いによる早期解決」を目指す意向を改めて示す一方、土地収用法に基づく事業認定申請について「県と協議したい」と述べ、強制収用を視野に入れる県に同調する考えを表明した。朝長市長が公式に事業認定申請に言及したのは初めて。【山下誠吾】

市議会 3 月定例会の一般質問に答えた。朝長市長はまず、反対派住民への「お願い行動」のため 2 月に金子原二郎知事らと共に現地に出向いたところ、住民の「帰れコール」を受けて引き返したことに触れ「話し合いができなかったのは非常に残念」と話した。

その上で、事業認定手続きについて、要望があれば反対派を含めた公聴会が開かれることなどを挙げ「話し合いの環境作りになることも考えられる」と、申請に積極的な姿勢を示した。

事業認定は、事業の公益性を認定するよう県と市が国交相に申請。認定されれば土地を強制収用できる。金子知事は 2 月の県議会一般質問で、事業認定手続きについて「一つの方法」と答弁。担当部長が既に作業を進めていることを明らかにした。一方、反対派住民は「県のやり方は話し合いでなく押し付けだ。団結を固め、絶対反対を貫く」と反発している。

〔佐世保版〕

7. 信濃川 JR 東日本の水利権取り消し

十日町市が JR 東日本に対して宮中ダムにおける取水量の開示請求をしたところ、実に不可解な数値が並んでいました。取水量も維持法流量として放流する流量もともにそれぞれ降雨があっても変化のないまったく同じ数値が書かれていたのです。国交省が是正と報告を求めたところ、2008 年 9 月になって、取水量の上限処理（リミッター）をしていたと JR は河川事務所に申告しました。JR はその作業の中で、更に維持流量の下限設定をしていたことを申告しました。

つまり、超過取水は頭切りして報告し、維持流量（放流）は下駄をはかせて報告するプログラムを使っていたのです。

この悪質な水泥棒に対して流域住民と十日町市から強い抗議と「水利権取り消し要求」が国土交通省に出されていました。国土交通省は 2009 年 3 月 10 日に水利権取り消し処分をしました。

少なくともこれからの 1 年間は宮中ダムによる取水がなくなるので宮中ダム下流の環境はよみがえります。これを機会に本来の川の姿を今後とも獲得できるように全国から応援したいものです。

水利権取り消し、ということはあまりないことなので、解説の意味を含めて、二つの新聞報道を掲載します。

毎日新聞 2009年3月11日

J R 東：信濃川発電所ストップ 水利権取り消しで

J R 東日本の信濃川発電所（新潟県十日町市など）が国の許可を上回る水量を不正に取水していた問題で、国土交通省北陸地方整備局は10日、同社の水利権を取り消した。これを受け、J R 東は発電所の一部である宮中ダムの水門を開いて放流を始め、発電を止めた。地元の漁業関係者などは、ダム設置以来、サケの遡上（そじょう）や産卵が激減したことを問題視し、損害賠償などを求める動きが出ている。

水利権取り消しは07年の東京電力塩原発電所（栃木県）に次いで2例目。

信濃川発電所は、首都圏で運行する電車に電力を供給するなど、同社の使用電力の23%にあたる年14億キロワット時の発電を担っていた。今後、自前の火力発電所の発電量や東電からの購入量を増やして対応する予定。

この日、同整備局で会見した清野智社長は陳謝したうえで「運賃に跳ね返ることはない」と説明。将来的には、水利権の再申請をしたうえで発電再開を目指すともみられる。

同整備局の調べでは、同社は02～08年に約3億1000万トン进行不正に取水した。さらに、発電量を上げるなどのための違法建築物が250件見つかっている。

一方、「ダムのため下流の水が減り、サケが遡上できなくなった」などと反発してきた地元・十日町市の農協、漁協、商工会議所などは今月8日、集会を開き、J R 東に対し、謝罪と損害賠償を求める抗議文を採択、12日に提出する。【渡辺暢、神田順二】

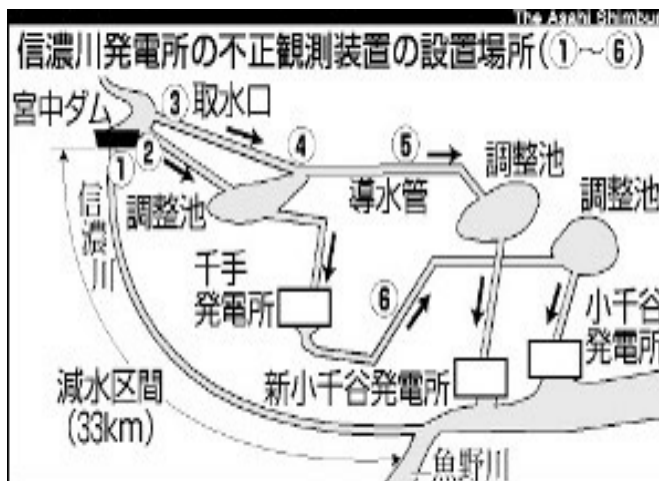
朝日新聞 2009年03月11日

流れ戻った住民歓声 宮中ダム水門を開放 ● J R 東社長「深くおわび」



信濃川の水を大量に不正取水していた問題で10日、国土交通省北陸地方整備局から水利権を正式に取り消されたJ R 東日本のトップは深々と頭を下げ、直後に宮中ダムのゲートを開けた。信濃川は本来の流れに戻り、川辺で見守っていた流域住民には歓喜の声が広がった。

（柄谷雅紀、三浦英之）



謝罪する J R 東日本社長の清野社長（手前）
＝新潟県中央区美咲町1丁目の国土交通省
北陸地方整備局

J R 東の清野智社長は午後 1 時、新潟市の同局で取り消し処分に関する命令書を受け取ると、宮中ダムでの取水を停止し、ゲートを開けるよう担当者に指示した。開門は午後 1 時 20 分ごろから始まり、徐々に水位を上げる形で午後 5 時ごろまで続いた。急激な流量増加による事故などを防ぐため、社員約 80 人が流域周辺の警備にあたった。

清野社長はその後、同局内で記者会見し、「地域の皆様にご迷惑をおかけしたことについておわび申し上げます」と謝罪。社内処分については「近く正式に発表したい」とした。

取水停止で使用電力の 23% を失うことについては「川崎の火力発電所をフル稼働させ、東京電力から購入するなどして対応したい」とし、「運賃に跳ね返ることにはならない」と強調。一方で、電力需要が高まる夏場に電力が不足する可能性については「可能性はゼロではないと申し上げざるを得ない。ご心配を頂かないよう責任を持ってやっていく」と述べた。

取水許可の再申請については「信頼回復に最大の努力をしている現段階では申し上げにくい」とし、住民説明会の開催についても「市民の方々へどうお伝えするのが良いのか、十日町市と相談したい」とした。

宮中ダム周辺では 10 人ほどの地元住民が放流を見守った。大島進さん（65）は「昔はこの川を船が渡り、小学生の頃はよく泳いだ」と振り返り、「昔は『大川』と呼んでいた。いつの間にか水がなくなってしまったけど、また『大川』に戻る。うれしい」。近くに住む男性（53）も「川幅に戻る。清流に戻る。楽しみだ」と笑顔を見せた。地元・中魚沼漁協の長谷川克一組合長は「非常に喜ばしいが、話し合いでいくらかゲートを開けてほしかった。犯罪の結果でこうなったことは素直に喜べない」と話した。

「信濃川をよみがえらせる会」の根津東六副会長は「今後この豊かな大河をどう守っていくのか。これからが大切な時だ」と話した。田口直人・十日町市長は「地域住民の悲願である大河・信濃川が本来の流れを取り戻したことに深い感慨を覚える。J R 東には違法取水によって被害を受けた市民に謝罪することを強く求める」と談話を出した。



●本来の姿へ課題 3 つ

《解説》J R 東日本の水利権の取り消しによって、信濃川の流量は一時的に回復した。しかし、数十年間に及んだ大量取水によって、信濃川や流域はかつての生態系や文化を失っている。豊かな大河本来の姿を取り戻すには、さらなる努力が必要だ。

大きな課題は三つある。一つ目は、ダムの魚道の整備だ。国の協議会では、J R 東・宮中ダムに設けられた魚道は、サケやアユが上りにくい構造であることがわかっている。J R 東が取水を止めている間に改善する必要がある。

雪が深い新潟・長野両県にとって、サケは貴重な食糧源だった。信濃川やその上流の千曲川で取れたサケは神聖な魚として扱われ、塩引きにして正月に食べる風習もあった。ダム建設前までは、長野県の松本市や川上村だけでなく、乗鞍高原にまでサケが上ったという記録が残っている。海のない長野県にとって「カムバックサーモン」は県民の悲願だ。サケの復活は、両県の結びつきを強め、市民の交流促進にもつながる。

二つ目は、発電所と地域との関係だ。J R 東のダムや水力発電所はこれまで、多くの市民にとって「迷惑施設」だった。J R 東は信濃川の水を使うために流水占用料を年間約 5 億円支払ってきたが、すべて県に納められるため、地元は恩恵を感じにくかった。両者の溝を埋めるためにも、流水占用料を直接地元に戻元できる制度変更が必要だ。

三つ目は、水辺環境の活用だ。かつて信濃川は流域住民の暮らしの中心だった。大人たちは余暇に釣りを楽しみ、少年たちは泳ぎや操船を学んだ。しかし、川に水が少なくなると、人々は川から遠ざかるようになり、川辺はごみであふれた。「信濃川をよみがえらせる会」の樋熊清治顧問は「川を本当に『殺す』のは、大量取水ではなく、流域住民の無関心だ」と話す。美しい水辺を取り戻すには、人々を川辺に呼び戻す、行政や市民の取り組みが不可欠だ。

美しい水辺は地域の財産でもある。長野県飯山市では、千曲川でのカヌー企画などを積極的に売り出した結果、93 年に約 40 万人だった夏場の観光客を 07 年には約 70 万人にまで増やした。豊かな河川環境を取り戻せるのか――。行政や J R 東だけでなく、市民の自発的な取り組みも大きなカギ

を握っている。(三浦英之)



■ J R 東日本・宮中ダムをめぐるこれまでの経緯 ■

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1939年 | 宮中ダム完成（取水量毎秒167トン） |
| 84年 | 十日町市長が旧国鉄に毎秒317トンの取水認める |
| 90年 | 信濃川に新発電所が完成。毎秒317トンの取水開始 |
| 90年代 | 河川環境が悪化。慢性的な水枯れ状態に |
| 98年 | 水を戻すよう求める署名で住民7割の署名が集まる |
| 99年 | 中流域の適正流量を話し合う国の協議会が発足 |
| 2001年 | 宮中ダムで試験的な放流増加始まる |
| 08年 9月 | 宮中ダムで水量データの改ざんが発覚 |
| 11月 | J R 東が十日町市で謝罪集会開く |
| 09年 2月 | 国交省が J R 東の水利権取り消し方針を発表 |
| 3月 | 国交省が J R 東の水利権を取り消し |

8. 山鳥坂ダム

大洲市、国交省河川局から副市長

2008年2月17日、大洲市議会は国土交通省大臣官房付きで前愛媛県土木部長の清水 裕氏を大洲市副市長として選任しました。国土交通省大臣官房付きで県土木部長であった人が副市長に就任するという人事は一般的には「左遷人事」であり、極めて異例なことようです。この異例人事から何を読み取ることができるのか、を探ってみましょう。

1月の大洲市長選挙で現市長である大森隆雄氏が、新人として立候補した有友さんから厳しく追い上げられて900票差という激戦で再選されました。まさに辛勝です。山鳥坂ダム・肱川の治水のあり方・大洲市のあり方など、有友さんが掲げた大森市政への対案がほぼ半数の支持票を得たこと、その有友氏が次期市長選での立候補を明らかにしていることなどから、「山鳥坂ダム推進」などこれまでの市政方針の継続に危機感を持った一部グループが「大森氏にはもはや明日はない」と判断し、次の市長選挙は「国交省との直結」ということで清水 裕氏を大洲市副市長に迎えたのでしょう。

大森市長は愛媛県知事と同様、1級河川管理を国から都道府県に移行する構想に対して反対の立場をとってきました。「1級河川の面倒はすべてお国任せ」=「肱川は国任せ」というのが現大洲市長と愛媛県知事の共通した認識です。「川は流域住民の手で」という大洲の多くの市民の皆さんや私たちは、「1級河川の面倒はすべてお国任せ」とする為政者には退いてもらわなければなりません。次期大洲市長選挙では有友さんが必ず勝利するように

(第3選挙区候補者)

大洲市

副市長に前県土木部長

国交省のダム建設推進狙いか

清水氏

大洲市は十二日、副市長に国土交通省大臣官房付きで前県土木部長の清水裕氏を選任する方針を固めた。十七日の臨時議会に提案する。近年、県内市町村で国から副市長（助役含む）を迎えている例は現在の松山市、一九九二―九八年の今治市があるが、いずれも一人副市長・助役体制。今回の大洲市のように一人体制での国職員起用は極めて異例だ。

山鳥坂ダム建設を推進する清水氏を迎える。清水氏は同省職員として、同ダム建設を含むとみられ、反対派から反発の声を上げて、二〇〇六年四月から大洲市に転出した。これまでに四国地方建設局山鳥坂ダム工事事務所（大洲市）の所長や、旧鹿兒島県川内市の助役なども務めていた。

大洲市の清水氏は大森隆雄市長は清水氏の副市長選任について「県土木部長のほか、山鳥坂ダム工事事務所所長も務めており、大洲市のこともよく知っている。また助役など幅広い経験があり、人柄も温厚なのでお願いした。ダム反対の声を顕現しているわけではない」と話している。

前任副市長は任期満了を前に一月末で退任し、空席となっていた。

た。

今から気を引き締めたいものです。

(詳細は別項参照)

9. 川辺川ダム

☆ 川辺川ダム水没予定地の生活再建策についての検討が進み始めました。

毎日新聞 2009年2月19日 地方版の記事を転載いたします。

川辺川ダム：五木村振興4事業 基金財源、財政支援2000万円など /熊本

<http://mainichi.jp/area/kumamoto/news/20090219ddl43010598000c.html>

川辺川ダム建設計画で水没予定地を抱えている五木村の生活再建・振興関連では、今年度2月補正予算案で2億円の予算を確保し「五木村振興基金」を設置する。県と村の協議で具体的な事業内容が決定次第、基金を取り崩して事業費に充てる。基金は5年間、毎年2億円ずつ積み立てる。

新年度予算案では、基金を財源に▽村の財政支援で2000万円を交付▽地域資源を活用したビジネス展開や事業化の推進(900万円)▽旅行商品を開発する五木観光振興プロジェクト事業(300万円)▽シイタケなど林産の特産物を核とした活性化プランづくり支援(100万円)ーの4事業を計上した。

また2月議会では、新年度予算案の前に補正予算案の議決が行われるため、内容が固まった事業の一部は年度内にも着工する。

☆ 2009年2月10日に「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」と「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」は、「ダムに依らない治水を検討する場」に対して、「ダムに依らない治水を検討する場」が川辺川ダム容認の方向に進むことのないように、以下4項目の要望を提出しました。

1. 会の進行について

- ・各出席者の発言にあたってその場で聞き置くにとどめず、何らかの対処策又は解決方針を会議内で決すること。
- ・会議事務局は前もって十分な資料を各出席者に提出しておくこと。
- ・各出席者は、提示資料を十分に精読し、地元の問題点と併せ検討し会議に臨むこと。
- ・具体的な治水案の検討の為に、ダムによらない治水方法を研究している有識者を出席させること。

2. 出席者各位は、球磨川川辺川における地元の現状をよく調査し、問題点を把握して会議に出席すること。

3. 会議においては水害被害者の生の声を取り上げ水害の実情及びその原因を探り、解決策の検討に活かすこと。

4. 国土交通省はダムなし治水案を早急にまとめ、これに予算をつけることをこの会議の最終目的とするべく熊本県は強く国土交通省に働きかけること。

☆ 2月14日には人吉で、2月28日には熊本で、ダムのない治水を考える学習会「住民が望む山も川も海も生かす治水対策」を連続開催しました。

☆ 「ダムによらない治水を検討する場」 26日に第2回会議

3月26日に第2回目の「ダムによらない治水の場」が開催されます。「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」と「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」が行った上記要望が取り入れられているのかが問題です。

熊本日日新聞 2009年03月17日

<http://kumanichi.com/feature/kawabegawa/kiji/20090317002.shtml>

国土交通省と県、球磨川流域十二市町村による「ダムによらない治水を検討する場」の第二回会議が二十六日午後三時から、熊本市水前寺一丁目の水前寺共済会館で開かれる。

「検討する場」は、昨年九月に蒲島郁夫知事が川辺川ダム建設反対を表明したことを受け、設置された。

今回は一九六五年七月洪水時の市房ダムの洪水調節状況、過去の豪雨が現在の流域に降った場合の

シミュレーションなどを国、県が説明。県や市町村からダム以外の治水対策について具体的なアイデアが提案される予定。

傍聴は二十人程度。同日午後二時十分～四十分に受け付け、希望者が多ければ抽選となる。(横山千尋)

10.淀川 淀川水系河川整備計画（案）に6知事から意見書

近畿地方整備局が2008年6月20日に淀川水系流域委員会の答申を待たずに「見切り発車」して公表した「淀川水系河川整備計画（案）」に対する淀川水系流域関係2府4県知事からの意見書が09年2月10日から3月2日にかけて近畿地方整備局に提出されました。

6知事の意見書を総合すると、大戸川ダム→不要、丹生ダム→検討中につき判断不能、川上ダム→推進となっています。

淀川ダム群計画に関連する4知事が河川整備計画策定過程において大戸川ダムという国のダム計画にNOを示すのは画期的なことですが、「ダムは最後の手段」という基本的考え方に立った淀川水系流域委員会の、「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発・川上ダムは『河川整備計画に位置づけることは適切ではない』、丹生ダムは『事業計画を見直し、できるだけ早期に具体的な整備計画案を提示することを求める』」とした意見書の内容からはかなり後退しています。

詳しくは、下記のインターネットのページ（水源連ホームページの一部）をご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennnnope-zi2/kakuti/hojodamu/utinomi/utinomi.htm>

11.ハッ場ダム

「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」と「ハッ場あしたの会」は「公共事業チェック議員の会」の後援を得て、2月28日、日本教育会館でフォーラム『見直そう！ハッ場ダム 作ろう！生活再建支援法』を開催しました。

「ダム計画のために苦悩の歳月を送ってきた人々の救済がまず図られなければならない」という問題意識のもと、各政党が取り組んでいる生活再建支援法案の提案を疲労してもらうことがこのフォーラムの主題でした。民主党の大河原雅子参議院議員、共産党の塩川鉄也衆議院議員、社民党の保坂展人衆議院議員がお忙しい中駆けられ、ハッ場ダムは中止すべきこと、現地生活再建が急務であること、生活再建支援法が必要であることを述べられました。特に大河原参議院議員は民主党において生活再建支援法案の作成に取り掛かっていることの途中経過を報告されました。

「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」の面々が遠方から参加され、各都県における議会内での反ダムの動きについて報告されました。

また、ハッ場ダム予定地からの参加者は現地が過酷な状況に追い込まれていること、その原因はハッ場ダム計画があまりに無謀であること、国交省が現地住民の生活を省みていないこと、などを報告されました。

下流域での反ハッ場ダム運動を闘っている私たち、1都5県議会議員の会の議員の皆さん、「公共事業チェック議員の会」の国会議員の皆さんとの間でハッ場ダムの不要性、現地生活再建法の必要性について意思一致できたことは大きな成果でした。

12.荒崎水害訴訟 岐阜地裁、不当「棄却」判決

水源連事務局が意見書提出など支援していた岐阜県の荒崎水害訴訟（2002年7月の台風6号による大雨によって、大垣市の大谷川が氾濫し、浸水被害を受けた荒崎地区の住民が河川管理者である岐阜県知事に損害賠償を求めた訴訟）の判決が2月26日に岐阜地方裁判所から下されました。その判決は「これ以上はない」と思われる不当判決で、原告の言い分をすべて否定し、被告の言い分に輪をかけ「河川管理に瑕疵は認められない」としたものでした。

2月26日の不当判決を受けた原告団は、判決に書かれている文言を最大限活用する形で、被告であ

り河川管理者である岐阜県知事に下記要望書を提出しました。

岐阜県知事 吉田肇様

2009年2月26日
荒崎水害訴訟原告団
(団長安保千春)

本日、私たちの「荒崎水害訴訟」の判決言い渡し、岐阜地方裁判所で行われました。
裁判所は、私たちのおかれている現実に向き合うことなく、行政追従の判決を出しました。

しかし同時に、判決で裁判所は、

「越流堤として大谷川の水位を調節する役割があり、本件水害当時も同様の役割を担っていたことは否定できないとし、「原告らの多くが、家財道具の移動や復旧作業による腰痛、心労、睡眠不足、疲労の蓄積による発熱、泥水に浸かったことによる皮膚のかゆみ、うつ状態などの症状を訴えた。また、本件求書以降も、大雨が降ると眠れないなどの、大雨や台風に対する恐怖心を訴えるものも多い」と指摘しています。

住民の命と暮らしを守ることこそ、自治体の長の行うべきことです。岐阜県知事におかれましては、裁判所のこの指摘については、真摯に受けとめて下さい。

昨年3月に大谷川洗堰の嵩上げがあったものの、大谷川の洪水を私たちの暮らす住宅地に入れてしまうという根本の構造は変わっていません。

また、判決は、

「…これに沿った河川整備計画に基づく大谷川改修計画による嵩上げ及び締め切りまでに相当期間を要することが見込まれていたことから、荒崎地区の浸水対策として、河川管理上、合理的で有効な施策が存したのであれば、その施策を検討し、実施することが、河川管理者である被告の義務として要請されると解する余地がある」

としています。

私たちは安心して荒崎地区に住み続けたいのです。

県は、一刻も早く、雨音にいちいち脅えることなく、安心して暮らせる荒崎地区にして下さい。

住民の立場に立った県政、河川行政を進めていかれることを、強く要望します。 以上

原告の皆さんは、3月12日、名古屋高等裁判所に控訴しました。

13.成瀬ダム 住民監査請求「却下」

「成瀬ダム建設に秋田県が負担金を出す理由はなく違法」として「成瀬ダムをストップさせる会」のみなさんが秋田県に住民監査請求を行っていましたが、秋田県監査委員は3月13日付で不当にも「不受理」＝「却下」をしました。

これに対し、「成瀬ダムをストップさせる会」は、13日に「成瀬ダムをストップさせる会は、秋田県監査委員の『決定』に強く抗議するとともに、『成瀬ダムへの公金支出差止め請求』の住民訴訟を直ちに準備することを宣言します。」という声明を発表しました。

成瀬ダムをストップさせる会は、秋田県監査委員の「決定」に強く抗議するとともに「成瀬ダムへの公金支出差止め請求」の住民訴訟を直ちに準備することを宣言します。

秋田県監査委員は、「成瀬ダムへの秋田県費の支出停止」等を求めた1,646名の住民監査請求に対して、「不受理」という「決定」（以下、「決定」という）を行ないました。

これは、以下の点で全く不当、不可解なものであり、私たちは1,646人の請求人を代表して強く抗議するものです。

(1) この「決定」のなかで、監査委員は「負担金の支出の違法性・不当性を具体的・客観的に示していない」と繰り返し述べていますが、例えば農業かんがい用水について、私たちは「皆瀬頭首工においてはそれまでの毎秒15m³の水を2倍の30m³取水できるように計画されました。しかし、現実には減反政策が継続され、その面積が水田面積の3分の1以上に及んでいるなど、2倍の水需要は明らかに過大」と数字をあげて具体的に水需要の過大な見積りを指摘しています。

(2) さらに、これらを補完するために10点にも及ぶ具体的な事実証明書を出しました。は

たして監査委員はこれらにきちんと目を通したのでしょうか？

(3) 住民監査請求に関する法律・地方自治法242条によれば、その第6項において「請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない」としています。

しかし、当会の代表らの強い要求にもかかわらず、この機会は一切与えられませんでした。

(4) 監査委員事務局は、請求人の厳密な審査を行ない、その結果1,646名の署名を認め、請求書自体の有効性を認めています。そして、「決定」のなかで、監査委員は、法律の解釈などをめぐり、あれやこれやと私たちの論点を批判しています。

私たちが具体的に法律名をあげて主張しているからこそ、それに批判しているのではないのでしょうか。このように中身に踏み込んでいるにもかかわらず、結論としては「受け取らない」または「受け取れない」としています。論理的に全く不可解です。

このように、今回の「決定」は、住民監査請求という住民の権利を一方的に踏みにじり、監査委員としての任務を放棄するものです。

私たちの住民監査請求は、「成瀬ダム事業が環境破壊だけでなく260億円の県費支出を伴う」ことを憂慮しての行動です。未曾有の危機的経済状況のなかで、多くの県民が将来の生活不安をいだき、予算の適切な運用を願っているとき、本来その運用の厳格な番人であるべき監査委員が、このような県民無視の決定を押し付けることに強い憤りと失望を感じます。

私たちは、決意を新たに「成瀬ダムへの公費差止め請求」の住民訴訟を起こすべく、直ちに行動を開始することを宣言します。秋田県の素晴らしい自然を守り、県財政の適切な運用のためにもともに行動することを、広く県民の皆さんに呼びかけます。

2009年3月16日

成瀬ダムをストップさせる会

住民監査制度はこの秋田県に見るように、住民にとっては妨害物として機能しています。住民監査制度といいながら、監査委員は常に住民を敵視した形での対応しかしていません。この制度そのものの抜本的改革が必要です。(成瀬ダム問題の詳細は後のページ参照)

II 事務局からの報告

1. パタゴニア助成金受領決定

水源連は2009年度も昨年度に引き続いてパタゴニア日本支社からの助成を受けることが決定しました。助成金額は未定ですが、水源連活動の全面にわたって活用することができます。パタゴニア日本支社に感謝です。

2. 4月18・19日 アースデイ

水源連は4月18・19日に開催される東京アースデイ2009に参加し、ブースを出します。

水源連運動と全国のダム問題の現状を多くの皆さんに知らせたいと思います。

皆さんも是非、お出かけください。

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

3. 水源連ホームページの再構築

これまでの水源連ホームページの運営担当者が多忙なため、担当を交代すると共に、水源連ホームページを再構築しました。

URLは<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/suigenrennope-zi2.htm>です。

現在のダム問題の状況を多くの方に知っていただくこと、ホームページをもたない皆さんの共通ページとしての役割、などを担えれば、と思っております。

まだまだ未熟なホームページなので、皆さんに育てていただきたく思います。

ふるさとが また騒がしくなってきた

石木ダム建設絶対反対同盟

『石木ダム問題 地権者「もう我慢ならん」』との見出しで、2009年2月23日の石木ダム建設絶対反対同盟（以下「同盟」という。）の行動を長崎新聞が報じた。これが誠意ですと、正月元旦早々の戸別訪問、職も奪うような汚い職場訪問、知事の一方的な会合設定のパフォーマンスなどに一徹を食わせたのだった。

「小さなダムの大きな闘い」と、かつて、全国に報じられた「石木ダム」がまた騒がしくなっている。長崎県が昨年7月、12年度にダム本体に着工し、16年度までに完成させる工程表を発表し、09年度から付け替え道路等の周辺整備に取りかかる構えを見せているからだ。

1961年に住民が石木ダム計画を知ってから半世紀近くになるが、82年の強制測量からでも二十六年の歳月が経過した。その間条件付き賛成者が、長崎県の「飲ませ、食わせ、タクシーのチケット配布、お土産付きの視察旅行など」の甘い罠に落ち、賛成者の組織は95年に県・佐世保市と基本協定に調印した。更に97年には、県と賛成組織が損失補償基準協定書に調印し、県は個別交渉を進めていった。賛成者が買収に応じて代替造成地へ移転していく中、水没予定地内の同盟員の一部から抜け駆けする者が出た。また、県の切り崩し工作により、水没予定地外の同盟員の一部に組織離れも起きた。

同盟員の数が増える中で、二十六年と殆ど変わらない生活と闘いを続けていているのが水没予定地区に位置する川原（こうばる）地区の十三世帯である。川原地区の十三世帯を中心に上流の木場地区の反対者で組織している同盟は、82年の強制測量以来、一貫してダムによらない利水と治水対策を求め、石木ダム計画の白紙撤回なしには話し合いに応じない姿勢を貫いてきた。

2000年には同盟代表八名が上京し、建設・大蔵両省へ「石木ダム建設白紙撤回陳情書」を提出したが国の反応は鈍かった。03年には同盟から県へ「佐世保市の水需要予測データ」を提出し、04年には佐世保市へ同データと市の適正な水需要予測を求め、市水道水源整備評価監視委員会に「ダムを造っても肝心の水需要はない」と指摘し、石木ダム計画を盛り込まないように要望書を提出した。その結果佐世保市は、石木ダム計画以来ずうーと嘘つきながらごまかしてきた石木ダム計画取水量を六万トンから四万トンへ、三分の二に下方修正した。県も四万トンを認めざるを得なかった。それは日本の人口がピークに達し減少に転じた年だった。昔から「川の川棚」と言われた川棚町。高々四万トン位の水なら、自然を破壊し住民を犠牲にするダムに頼らなくても水の貯留地を造って貯水すれば済むことだ。福岡市では日五万トンの造水施設が稼働している。と同盟はいつも言っているが、判ろうとしないのか、判っているが自分のことしか考えないのが利権に群がる人たちだ。

日本の人口が減少に転じ、国・県の借金に到底返済できない額になろうとしていた05年、県は反対運動で着工のめどが立たない石木ダム建設計画を川棚川水系河川整備計画案に盛り込み推進のお墨付きを作ろうと、川棚川水系河川整備計画検討委員会を立ち上げた。行政から息が掛かった野口正人委員長（長大教授・別称御用学者）は、初めから「ダムありき」の会議を重ね、川棚川本流の調査

に時間と金を浪費して、石木ダム必要論へ誘導しただけのことだった。そして、殆ど川棚川本流の整備には関係ない石木ダム建設を計画案に盛り込ませた。

強制測量から二十六年。その間、殆ど同盟を相手にしなかった県が再び同盟に矛先を向けてきたのは、自然保護運動の高まりでダムに拠らない治水・利水運動の活発化、特に熊本県知事の川辺川ダム反対表明などで石木ダム建設の着工にも危機感を感じてきたこと、国の財政事情からダム予算の縮減や知事の任期があと一年を切ったこともあるようだ。そして県や市はダム建設促進のために行政機構を使って推進の会を結成させ、その大会に市職員を勤務時間中に大量動員参加させるなどして批判を浴びている。これは表沙汰の同盟に対する圧力であるが、同盟員の職場にも手を回し、上司から圧力を掛けさせるなど汚い手を使って反対運動つぶしに躍起になっている。それでも崩れない同盟員に伝家の宝刀で強制収用を行う構えを見せている。「もう我慢ならん。」とは、県や市の卑劣なやり方に行動を起こした反対同盟の叫びである。

そんな中、昨年九月石木ダム現地見学会と調査報告集会を開催し、石木ダム計画の問題点を治水や利水面から専門家に指摘して頂き、久々同盟の思いを世間に発信することができた。この時の講演がきっかけで、反対運動に共感する人たちに拠って川棚町と佐世保市にそれぞれの会が結成された。独自の立場から石木ダム建設の問題点を発信し町民、市民へその輪を広げようとしている。

去る3月15日には、同盟結成三〇周年三・一四団結大会を開催した。各方面から仲間や支援者も参加し大いに盛り上がった大会となった。集った仲間たちは共に、県が82年に県警機動隊を導入して強制測量を行い、住民と世論の猛反発を受けたことを教訓に、強制収用に立ち向かう体制を作っていくことを確認しあった。

~~~~~

石木ダム建設絶対反対同盟・ダムからふるさとを守る会

連絡先：岩下 和雄

TEL. 0956-82-3453

FAX. 0956-83-3472

長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地

e-mail :sumijun.koubaru@ac.auone-net.jp

~~~~~

内海ダム「予定地」、国の土地収用事業認定を認めない！

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

【 香川県、こっそり？土地収用事業認定申請 】

香川県と小豆島町が進める内海ダム再発事業について、08年3月19日、香川県は土地収用法に基づく事業認定の申請をこっそりしていた。地権者がこの事実を知りえたのは、公告縦覧期限わずか三日前の4月14日、地権者の代理人の弁護士（07年2月、代理人を委任、県庁へも通告済み）へ連絡があったから。そもそも2週間（これは最低、法はそれ以上と規定）の縦覧期間にもかかわらず、地権者も代理人も連絡を受けたのは三日前。たった一枚、小豆島町役場の掲示板に4月3日付け縦覧の公告が掲示されていただけだった。

地権者は手続きを進める際には知らせるよう、県に再三要請していたが、まるでだまし討ち。地権者の不信感も当然のこと。しかし、100万円を越す「土地収用事業申請書」はコピーも許されず、意見書を作成するには余りにも限られた時間である。

即座に、県に抗議文を提出した。さすがに4月28日まで意見書提出期限の延長が図られ、小豆島島内外に収用法23条の規定に基づく公聴会開催請求を呼びかけ、計画に不安を募らせるダム予定地下流の住民はじめ140余名から「公聴会開催請求書」が集まった。もとより土地収用法適用は公権力の発動そのものであり個人の所有権を公権力の発動によって剥奪する行為である。

ありえねえーっ！ 魔不可思議な内海ダム計画

内海ダム予定の別当川は、河川の総延長約4kmという小河川、溪谷美を誇る国立公園指定第一号〔寒霞溪〕に源流を発する。予定地は寒霞溪への中腹に位置し川幅は6～7mほど。ダムの堤長447m、堤高42m、奥行300m余り。計画貯水量108万トンの多目的ダム。当初予算185億円。

【 公共事業チェック議員の会 香川県をヒアリング 】

公聴会直前の6月25日、公共事業チェック議員の会のメンバー6人が、内海ダム再開発事業について香川県をヒアリング。県の説明に議員から、「説明責任を果たしていない」「県は話し合いの門戸を閉ざしている」「まずダムありきでは？」と厳しい意見が相次いだ。買収交渉についても、07年2月委任した地権者代理人の弁護士にもこの時点でたった一度面会しただけ。県が説明責任を果たし、地権者との話し合いを十分尽くしたと誰が言えようか。

【 公聴会でダム計画の不当性を主張 】

6月27、29日の両日小豆島において、計14時間にわたる公聴会が開かれることになった。二日間にわたる公聴会では賛否両派33人が公述した。賛成派はほとんど、濁水と洪水の不安を述べることに終始した。収用対象の地権者はじめとする反対派は、①97年完成の吉田ダム以降降水事情は改善されている、②新ダムの根拠とされる76年の51年災害と主原因は別当川本流でなく、支流と近接する別の川の土石流である。③事業計画の水需要予測は、人口減少等あり過大である。④巨大ダムは名勝・寒霞溪の景観を損なう。⑤ダム直下には三本の断層が走り危険を増大する。⑥下流域の洪水対策は河道整備で充分であると主張した。

ちなみに51年災害で、国から激甚災害地域と指定されたのは、別当川から東3～4km離れた安田大川流域だったことは県も認めた。そして、反対派が県の試算による河川流量、洪水調節容量等について公開討論会開催を求めたが、県は「推測の話は出来ない、公開討論を

するつもりはない、これが知事の立場だ」と開き直った。その後、県は地権者の代理人弁護士をたった 3 回、あたかもアリバイ作りのように訪問し、住民の求める公開討論会も弁護士会主催のシンポジウム開催の提案も拒否するばかりだった。

【 土地収用事業認定下る 】

かくして、09 年 2 月 6 日、国から内海ダムは土地収用事業に認定された。認定の理由は、まるで認定申請書を書き写したかのようなものだった。51 年災害の主原因に触れることなく、97 年の吉田ダム完成以降小豆島では渇水は起きておらず、人口減少の一途であるにもかかわらず、水需要が過大かどうかとも全く言及しようとはしない。費用対効果についても全く言及せず、「公共の利益は、相当程度存する」とした。

【 ダム反対地権者、事業認定に行政不服審査請求 】



3 月 2 日、地権者は事業認定庁・国土交通省四国地方整備局に対し、国交大臣あてに土地収用事業認定の取り消しを求める行政不服審査請求を申請した。請求人は地権者ら 15 人。小豆島では、この 10 年余り水不足は生じておらず県の水需要予測は過大である、ダムが河川改修（河道整備）より事業費が安く済む算定根拠が不十分であると主張し、事業が土地の適正利用への寄与を定めた収用法の要件を満たしていないと。

【 行政不服審査請求・認定取消訴訟に参加を！そしてご支援を 】

内海ダム反対の立木トラストに参加した皆さんには、今回の不服審査請求や、事業認定取消訴訟提訴に利害関係人として申請人・原告に加わって頂くよう呼びかけている。

また、これから続く裁判闘争を全国から支援を賜りたく、物心両面からの支援をお願いしたい。全国からのご支援・ご協力をお願いします。

支援カンパ送付先 郵便振替 口座番号 01600-5-44750

加入者名 環瀬戸内海会議

☆☆ 日本景観学会・小豆島大会 開催 ☆☆

テーマ「公共事業と景観」

日時 09 年 5 月 30 (土)～31 日 (日)

場所 香川県小豆島（主会場：土庄中央公民館）

大会日程

5 月 30 日 (土) 小豆島島内視察

13:00 土庄港集合・出発

5 月 31 日 (日) 基調講演・現地報告・シンポジウム

10:00 開会 15:00 閉会・解

散

・・・ 日本景観学会とは ・・・

日本景観学会はすべての学問分野が有機的に連携し、あるべき景観・姿を希求する研究集団として 1990 年に発足した。ここには研究者のみならず、地域活動家をはじめとする一般市民も集い、景観を巡る活発な議論の場となっている。

定期的に地方大会を開くが、08 年には世界遺産を目指す佐渡島で行われ、09 年は 5 月 30～31 日、香川県小豆島で開催する予定。

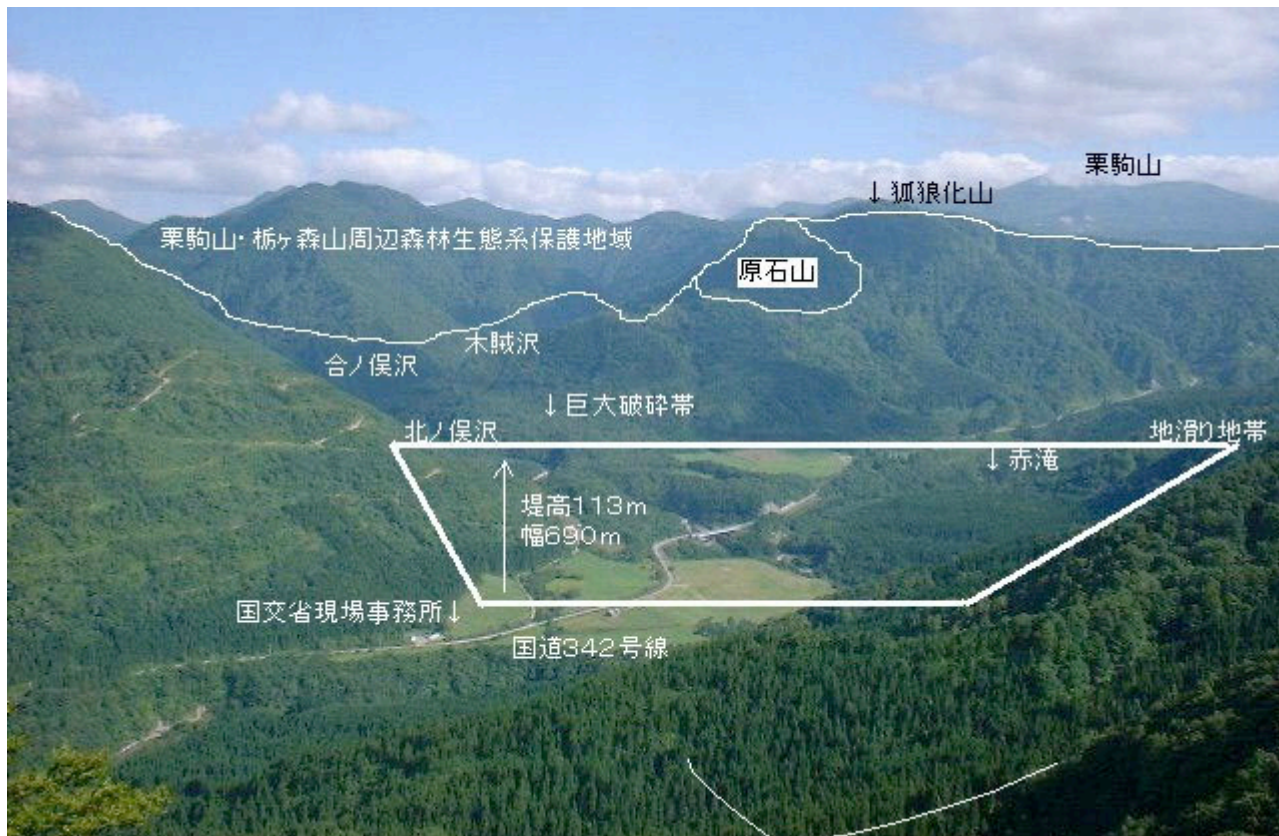
日本景観学会小豆島大会実行委員長 川村 晃生（慶応大学文学部教授）

無駄な成瀬ダム（総工費 1 5 3 0 億円）は直ちに中止させましょう

私たちは、「**県の費用負担分 2 6 0 億円を支出しないことを求める**」

住民監査請求の運動をしています。

秋田県南東部、栗駒山のふもとの東成瀬村に建設が進められている成瀬ダムは、堤長 6 9 0 m の巨大ダムです（現在は国道 3 4 2 号線の付替道路の建設が行なわれており、2 0 1 1 年頃から本体工事か？）。

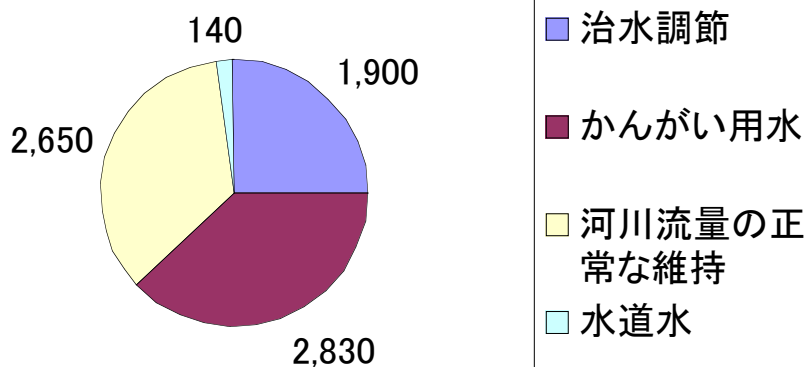


玉川ダムと比較しても、でかく、お金がかかる割には非効率

	玉川ダム	成瀬ダム	成瀬/玉川（倍）
型 式	重力式コンクリートダム	ロックフィルダム	
堤 高	100m	113.5m	1.14
堤頂長	441.5m	690m	1.56
堤体積	1,150,000m ³	11,958,000m ³	(10.40)
集水（流域）面積	287.0km ²	68.1km ²	0.24
湛水面積	8.3km ²	2.26 k m ²	0.27
総貯水量	254,000,000m ³	78,700,000m ³	0.31
有効貯水量	229,000,000m ³	75,200,000m ³	0.33
総事業費	1,220 億円	1,530 億円	1.25

成瀬ダムの有効貯水量は以下のようになっています。

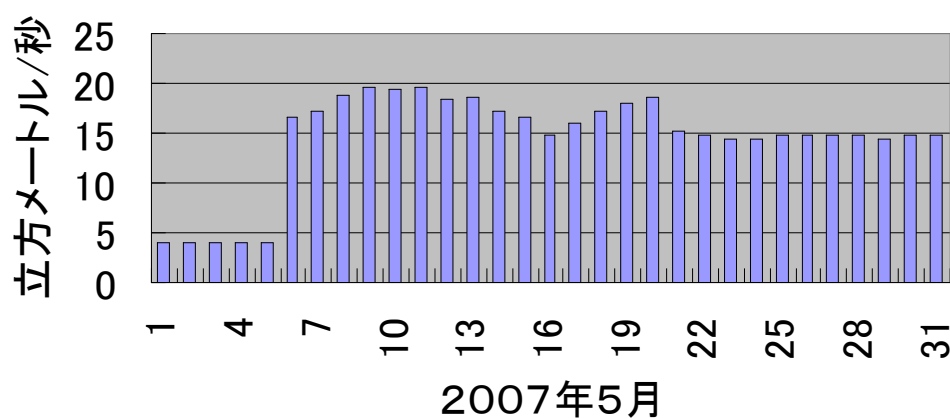
成瀬ダムの有効貯水量（万立方メートル）



成瀬ダムの名目は一応「多目的ダム」（農業かんがい用水、水道水、治水、発電、河川流量の維持）になっていますが、実質的には「農業用水の確保」を目的としたダムです。下流の平鹿平野で水が不足しているとして、現在の毎秒 15 m³の水を 2 倍の 30 m³ 取水できるように計画され、平成 17 年度からは先行的に取水が行なわれています（平成 16 年度までの最大取水許可量 14.88 m³/秒に対して、平成 17 年度より 5 月 6 日から 5 月 20 日までは最大取水許可量が 30.29 m³/秒に引き上げられました）。

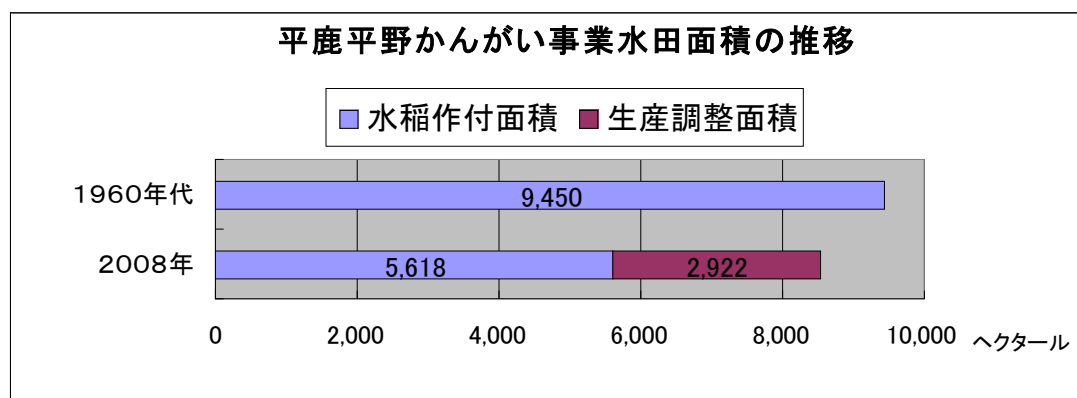
「減反が 3 分の 1 までおよんでいるのに、本当に 2 倍の水が必要か？」とは、多くの住民の素朴な疑問です。実際の運用では、最も水を使う代かき時でも（年間 2 週間程度）最大毎秒 18～19 m³ですんでいることがわかってきました。ポンプで地下水を汲み上げていた大雄地区の一部の田んぼにも十分にかんがい用水が行き渡るようになりました。下図からもわかるように毎秒 15 m³をこえて取水している期間は 5 月の 2 週間だけです。年間 365 日のうちのたった 14 日の取水のために「2 倍の水が必要」として巨大ダムを造るのでしょうか？

皆瀬頭首工最大取水量



「米余り」によって生産調整（減反）面積はだんだん増えてきました。平鹿平野かんがい事業に該当する水田面積は現在 8,540 ha ありますが、生産調整によって実際に水稻を作付けしている面積は 5,618 ha です。ピーク時に比べると 3 分の 2 以下となっています。少子高齢化等によって米の消費は減り続けて

いる一方、穀物価格の高騰によって大豆や小麦、とうもろこしなどの転作作物への需要は高まりそうなので、かんがい用水を必要とする水稲作付面積が増えることはないでしょう。また、米作りも農業経営の法人化や集落営農の推進によって、土日だけでなく平日も代かき田植えが行なわれるようになり、かんがい用水も曜日に関係なく均等に利用される傾向になってきています。



洪水は150年に一度の大雨を想定。治水効果は雄物川下流でわずか数センチ。

治水対策の必要をあげるとき、昭和22、23年の大洪水が引き合いに出されます。しかし、その後皆瀬川、雄物川は大幅に堤防整備が進みました。戦後の森林荒廃期の洪水をダム建設の根拠にするのは時代錯誤です。成瀬ダムができて最奥地で集水面積が小さいことから、雄物川水系全体でみれば治水効果はわずかです。国交省は、「150年に一度の大雨を想定」としていると言いますが、貴重な森林を破壊して巨費を投じてのダム建設は「もったいない」と言わざるをえません。

清流あってこそ「河川流量の正常な維持」

成瀬ダムの有効貯水量の3分の1を占めるのが、「河川流量の正常な維持」です。渇水期にダムに貯めた水を放流して川の生態系を維持しようというものですが、既存の皆瀬ダムの下流では、濁り水が雨の後永く続きます。流域住民は、「昔の清流に戻して」と訴えています。秋田県にはハタハタに代表される豊かな水産資源もあります。森から出るミネラル豊富な水を海まで運ぶことが大切です。全国では漁師たちが森に木を植える活動がさかんです。ダムで川をせき止めるべきではありません。

（皆瀬川と成瀬川の合流点→
ダムの水の濁りはなかなか消えません）



上側はダムのある皆瀬川の水、
下側はダムのない成瀬川の水

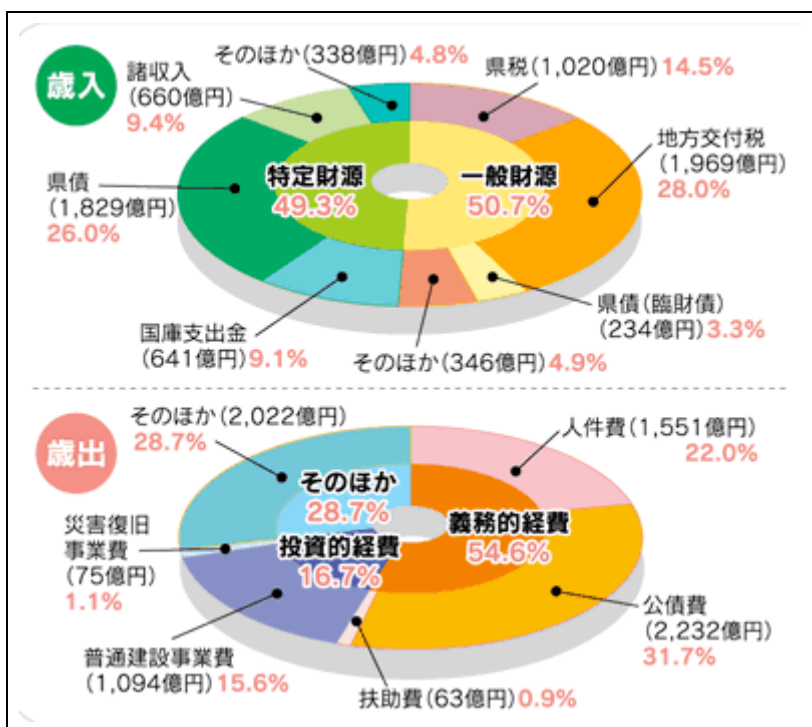
秋田県の費用負担は260億円

成瀬ダムは国直轄事業ですが、秋田県の負担も非常に大きなものです。「果たしてこれで済むのか」という心配もあります。これまでのダム建設をみると、計画の予想を大幅に越えて出費が続いています。たとえば、現在建設が進んでいる森吉山ダムは、工期が大幅に伸び、当初の建設予算900億円の2倍近い1700億円に膨らんでいます。ダム建設の宿命です。事前調査の時点ではなかった不具合が見つかって、事業を中

止するわけにはいかないからです。成瀬ダムに関しても、地質の複雑さから工事が長期化する可能性が大きく、「1530億円ではできない、その倍のお金がかかる」という試算もあります。

秋田県の財政は危機的、無駄な成瀬ダムは中止を

秋田県の財政は、貯金（基金）をほとんど使い果たし、収入の4分の1以上を借金、また支出の3分の1近くは借金に関する返済となっています。少子高齢化が著しい本県においてまさに危機的状況であり、不急不要の事業を早急に見直さなければなりません。私たちは、成瀬ダムは「不要な事業」の最たるものと考えていますが、「今の2倍の水が必要」という時代錯誤のこの巨大ダムについては、県民の総意として少なくとも見直しが必要であると思います。



県政だより「か・だ・ろ akita」 5月号より引用

NHKは、4月21日「大返済時代～借金 200 兆円 始まった住民負担」を放映。全国各地でいま拡大しつつける「減っていく市からのサービス」、「ますます高くなる税負担や上下水道料金」などに苦しむ姿を映し出していました。どこも原因は無駄な公共事業でした。

豊かな森と清流は秋田県の宝

熊本県知事は長年の懸案となっていた川辺川ダムについて中止を県民に呼びかけました。

「球磨川は熊本県の宝」だと訴えたのです。その背景には県民の粘り強い運動と県財政の逼迫がありました。全国の「無駄なダム」反対運動の高まりがありました。また、国政レベルでは超党派の国会議員でつくる「公共事業チェック議員の会」のバックアップもありました。国もダム事業をいよいよ見直さざるを得ないでしょう。今こそ、秋田の地元から「成瀬ダムは要らない」の声をあげていきましょう。

発行： 成瀬ダムをストップさせる会（横手市十文字町・事務局 0182-42-2311）

設楽ダムをめぐる状況はどうなっているか（報告）

2009. 03. 15

市野和夫（設楽ダムの建設中止を求める会）

1. 豊川水系・設楽ダム計画の進行状況の概要

- 1997 河川法改正、環境影響評価法制定 寒狭川頭首工完成
1998 設楽町長が1億m³嵩上げ計画を容認 豊川流域委員会発足
1999 豊川水系河川整備基本方針決定
2001 3月流域委員会設楽ダム建設を提言、11月河川整備計画を決定
2002 用地調査に関する覚書調印 3月末豊川総合用水事業完成
2003 建設推進に関する協定書（地整と町長）
2004 11月環境影響評価手続き開始（方法書縦覧） 住民意見を出す取り組み
2006 フルプランの全部変更（閣議決定）、豊川水系河川整備計画一部変更
6月環境影響評価準備書の縦覧 住民意見を出す取り組みに引き続き、愛知県の
環境影響審査会の傍聴・監視にとりくみ、愛知県の公聴会にも意見を述べた
2007 8月環境影響評価手続きの終了 2月愛知県住民監査請求、4月住民訴訟提訴
2008 1月 設楽ダム基本計画案を提示 1月 農業用水県負担問題で追加提訴
3月 愛知県知事基本計画案に同意（県議会の全会派－自民・公明・民主－が同意）
（中止を求める会は約8000筆の署名を添えて県議会に請願しようとしたが紹介を引き
受ける議員が見当たらず陳情となった、地域環境委員会に口頭陳情を3人で行った）
10月末 省庁間協議を終えて基本計画公示、11月 補償基準の提示
2009.02.04 建設中止を求める会が中部地整、県に抗議・要請書を渡し、司法記者クラブで発表
2009.02.05 設楽町が中部地整・愛知県と設楽ダム建設受け入れに調印

2. 設楽町・議会の動きと住民の取り組みの概要

- 2008.1.21 町が国・県に対し設楽ダム建設同意の受け入れ条件として7項目を提示
2008.1.25 設楽町民有志11名が抗議および申し入れ書を提出する。
内容：①平成15年に取り交わした37項目の確約事項を、7項目に絞った過程、その意図を
町民に説明せよ ②ダム建設の受け入れに舵を切る前に、住民投票を実施して住民の意思を
確認せよ。
2008.2.12 設楽町長から文書で回答 ①2月22日から28日まで町内4会場で報告会開催
②ダム建設受け入れの是非は町長が判断する
2008.3.05 有志2名（伊藤・伊奈）で再度住民投票を求める申し入れ書を提出（回答なし）
2008.3.10 住民投票を求める会設立趣意書を作成し、発起人募集を開始
2008.3.14 第1回発起人会の開催 役員選出、規約決定、運動方針を検討した。
発起人47名、この日を会の発足日とする。
2008.4.14 津具地区ダム学習会の開催 参加者30名、4.18 第2回発起人会開催 会員数385
2008.5.17 清崎地区ダム学習会の開催 参加者20名、5.24 第3回発起人会開催 会員数約1,000
2008.5.31 吉野川の姫野雅義氏をお招きし、住民投票について学習する
（設楽ダム建設の中止を求める会と共催 新城市民文化会館）
2008.6.20～7.26 設楽町内13か所でダム学習会の開催
6/20 大名倉 6/23 八橋 6/25 川向 6/28 小松長江 7/2 神田平山 7/4 荒尾和市
7/6 三都橋 7/7 豊邦 7/11 松戸 7/12 名倉 7/14 田峯 7/23 田内 7/26 沖駒
（国土交通省、愛知県豊川水系対策本部設楽ダム対策事務所の妨害あり）
2008.8.08 住民投票条例運動準備、8.18 第5回発起人会の開催 住民投票直接請求実施の承認
2008.8.20 住民投票条例制定の直接請求を行う（請求代表者 伊藤、関谷、伊奈）

2008.8.21～9.21 署名集めを行う、8.31 受任者会議開催 署名収集の諸注意と受任者の依頼
 8.31 に「設楽ダム問題の早期解決を求める会」が発足し、住民投票妨害活動が始まる
 2008.9.06 田口地区でダム学習会開催 参加者 30 名
 2008.9.07 映画「水になった村」上映と近藤ゆり子さん、大西監督の講演開催
 （奥三河総合センターホール、設楽ダム建設の中止を求める会と共催）
 2008.9.19 ダム堰堤周辺部の横坑見学（伊奈、関谷）
 2008.9.21 発起人・受任者合同会議 署名集計 1400 筆確認
 2008.9.22 設楽町議会延長議会が開催され「住民投票によらない早期解決を求める請願」が採択
 される。
 2008.09.24 直接請求署名簿提出 1439 筆
 2008.10.11 署名縦覧開始 95 名が無効とされる、10.17 7 名分の異議申し立てをする
 2008.10.21 4 名が有効となり、合計 1348 筆が有効署名と確定（無効 91）
 2008.10.27 住民投票条例制定の本請求をする
 2008.11.09 第 1 回住民討論会（住民投票は必要か否か）
 2008.11.10 臨時町議会を開催、伊藤・伊奈両氏が意見陳述 4：8 で条例制定を否決
 2008.11.14 第 5 回発起人・受任者会開催（臨時議会の報告）
 2009.01.10 第 2 回住民討論会開催（7 項目の回答にどう答えたらいいか）
 下流域の議会議員など多数参加
 2009.01.13～16 設楽町による確約事項の回答説明・住民意見聴取会
 2009.01.26 議会全員協議会で受け入れの承認（4：8）
 2009.02.05 町長、国と県の間で同意書を交わす
 2009.02.08 中止を求める会総会を設楽町で開催 130 人参加
 2009.03.01 立木トラスト運動開始、地元地権者の協力が得られている

3. 住民訴訟の状況と中止を求める会の当面の取り組み

(1) 訴訟を成功させる

これまで、愛知県知事と県企業庁長を被告として、「ダム建設費用負担金の支出差し止め」および「かんがい利用者負担金の支出の差し止め」の住民訴訟に取り組んできている。

これまでの口頭弁論は、'07 年①6 月 4 日、②8 月 20 日、③10 月 25 日、④12 月 26 日、'08 年⑤4 月 21 日、⑥7 月 9 日、⑦9 月 17 日、⑧11 月 26 日、'09 年⑨2 月 4 日、次回は 4 月 15 日に予定され、証人尋問、現地調査等についての目処をつける予定である。

現在申請している 9 人の証人専門家と協力して、年内の結審を想定して勝訴を目指す。

(2) シンポジウム（生物多様性保護・ダムによる環境影響について焦点を当てる）や現地視察の開催

(3) 地域おこしの政策化の具体化

(4) さまざまな広報活動の強化

(5) 立木トラストのとりくみ（現在、多数の立木購入希望が届いている）

(6) 若者の参加を促すようなバラエティある取り組みを工夫する

(7) 中部地整に対する木曽川水系などの運動との連帯を強める

(8) 他団体への働きかけを強める

これらの取り組みを成功させるために、プロジェクトごとに分担を決め、取り組む。予算措置を含めて、計画的にとりくむ。（第 3 回総会の'09 年活動方針に基づく）

なお、'09 年 10 月に設楽町長選挙、補欠町議選挙が予定されている。地元の取り組みに対して、建設中止を求める会として、できる限りの応援態勢をとりたい。以上。

木曽川水系連絡導水路をめぐる情勢と「長良川市民学習会」の活動報告

長良川市民学習会 武藤仁

水源連第15回総会で報告した以降の導水路をめぐる情勢と市民学習会の活動を報告します。

なぜ、導水路の水を長良川に流すことになったのか？

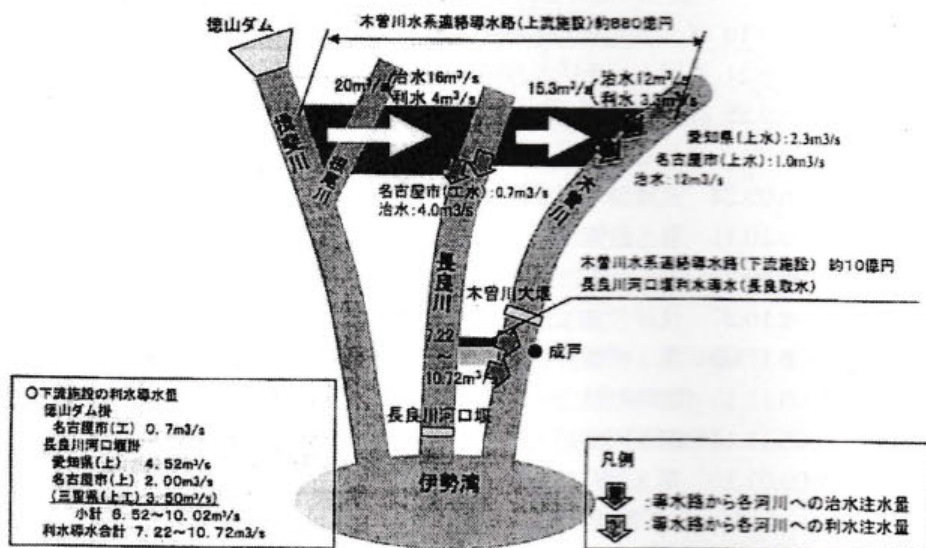
情報公開を迫る市民の声に、昨年10月、国（中部地方整備局）は「徳山ダムに係る連絡導水路検討会幹事会等資料」を初めて開示しましたが、これで導水路の下流施設を長良川河口堰取水の兼用施設として一貫して議論されてきたことが明らかになり「長良川への導水のねらい」があぶり出てきました（08.11/26 朝日新聞）。

岐阜県 議会でもこの問題が取り上げられ、古田知事は「将来にわたって県として兼用を認めることはない」、県土整備部長は「兼用案は廃案とされた」とそれぞれ答弁しました。（08.12/12 岐阜新聞）

年も押し迫った12月22日、着工への動きを止めるために市民学習会は岐阜県に「厳しい財政状況の中、県は国に事業の休止を求めるよう」緊急要請行動を行いました。堂瀬河川課長は私たちの要請の趣旨を知事に伝えるとともに県民の理解がない限り着工は認めないことを明言しました。

国交省中部地方整備局 市民学習会は年が明けた1月13日名古屋市において国と交渉を行いました。国は岐阜県から119項目もの質問などの対応が大変なよう（第6回環境検討委員会を開催するにあたって環境レポートを200か所以上も修正しなければならないドタバタ状態）です。しかし「環境検討会の準備・遅れ」を理由に市民との対話を閉ざしている国の姿勢は筋違いです。市民は導水路工事で環境がどうなるか以前に、なぜ導水路事業が必要なのか？事業そのものを問うているのです。導水路の水を長良川に流すことになった理由に「河口堰の水の活用」があったことが明らかになった今、国はその説明を速やかにするべきです。交渉の中で梶田調整官は「今後も兼用を求める利水者があるなら協議することになる」と下流施設兼用が課題になったままであることを明らかにしました。

愛知県 私たちが「導水路はいらない！愛知の会」の皆さんと2月17日



（開示された「兼用案」資料）平成19年6月13日「木曽川水系連絡調整会議」資料より）

2008. 12/12 岐阜新聞

木曽川水系
導水路施設
長良川河口堰利水と
兼用、知事「認めず」

木曽川水系連絡導水路について、長良川河口堰の取水と兼用する計画が検討されている。将来にわたって県と

して兼用を認めることには流す上流施設と、一長も「兼用案は廃案と
はない」と述べ、連絡
部を長良川を経由して
導水路と河口堰の利水
導水路は別の事業との認
識を強調した。
導水路は長良川上流
の徳山ダム（揖斐郡揖
斐川町）の水を木曽川
に流す計画が検討された。
梶田調整官は「今後とも兼用を求める利水者があるなら協議することになる」と下流施設兼用が課題になったままであることを明らかにしました。

な回答。交渉団一同嘖然！！

立ち上げて1年経った長良川市民学習会の活動

1月31日朝日新聞朝刊に「なぜ長良川に徳山ダム
の水を流さなければならぬのか？」意見広告(全面)
を載せました。県民から大きな反響がありました。1
週間後に開催した第5回市民学習会「長良川への想い」
には会場満員の130名の市民が詰めかけましたが、そ
の半分の65名の皆さんは初参加の人で「長良川のこ
れから」を心配する真剣な市民でした。学習会で上映
された吉村さんの「今見る長良川の自然と生態」は、
とてもリアルでダイナミックな映像で大好評でした
が時間の制限で、河口堰の場面が上映できず悔やま
れました。是非続編を観たい！との声に応え4月14日
(火)ハートフルスクエアG大研修室において、専門家の討論も合
わせた第6回市民学習会「長良川への想いパートⅡ」
を計画しました。ぜひご参加ください。またシンポジ
ウム「長良川への想い」では若い世代の蒲さん、亀崎さ
んが登場し、明日の長良川を考えた活動が語られ、世代

2009.1/31 中日新聞



徳山ダム導水路

「愛知県の318億円負担違法」
反対派住民監査請求へ

て利用する木橋、水車造替橋、水路事業で、變
として、神水路線建設に反對する愛知管内の住民ク
甚しう之を要求する住民監査請求をする。
が、住民監査請求の動り、議論を呼びそう
きが具体化するのに初だ。

愛知県は二〇九年
度予算大綱の附則中「
足がかりを見る見込。全
國的にダム建設見直し
の動きが広がる中、巨
大な規模に巨額な税金を
つぎ込んで之をめぐむ
携わった在閉止史が

一 神水路はいらない
一 愛知の会」の準拠會
長の加藤伸久事務局長
以下が名古屋市瑞穂區
一の請求人を集めて
いる。長崎川河口より
一 徳山ダムへの新築に
一 同川の水量を確保す
目的もあり、岐成三

士が代理人を務め、
將來には住民派も
現地に人れている。
愛知派と名古屋派とは
吉水、工業用との
一 徳山ダムに據はし
る水取水施設がない
で神水路で引く利自
の神水路建設に期
して、同事業は治水に
は放されて木量、長良
川の水量を確保す
目的もあり、岐成三

重田派は治水目的で事
業推進している。請求では水の配製
は必要ない。水量の配製は科学的でないとい
ふ主張をする方針。

在關分譲士は、神水
路の開通後と徳山ダム
という数点な事業に
これに無駄を重ねる
べからず批判してい

下流から木曽川まで直線7.4km、全長43.7kmの地下トンネルで結ぶ計画。水の一部は長良川に流さず、下流からバイパスで水を木曽川に戻す。水質を悪化させないため、国がその事業を引き継ぎ、2010年度の完成を目指す。88年度着工の予定だったが、90年度に、国と可能性が高い、総事業費は890億円、で、岐阜、岐阜二道、名古屋、名古屋が負担する。

この1年、様々な取り組みを展開してきました。「なぜ長良川にダムの水が？」の声は市民に広がり、年度内着工はなんとか阻止することができました。国は事業の説明を「先延ばし」しています。追及の手を緩めてはなりません。運動をさらに強めましょう！私たちは月1回西平ダムと長良川の千鳥橋において定例の水溫調査活動をしています。これらの地味で多様な取り組みが国を追い詰めています。多くの市民の人手と資金協力が必要です。皆さまの活動への参加や資金援助をお願いいたします。

最後にビッグニュース。導水路事業費の最大負担者である愛知県において「導水路の水はいらない！」の運動が始まりました。県に対して導水路事業への公金支出差止訴訟を前提にした住民監査請求です。この運動を担う「導水路はいらない！愛知の会」の発足総会が3月1日名古屋市で行われました。総会は約70名の市民で満員。監査請求人名簿も400名を越し、目標を500名に上乗せする勢いでスタートしました。長良川市民学習会も熱いエールを披露し今後の連帯を約束しました。愛知県外の人は請求人や原告にはなれませんが「愛知の会」（年会費2000円）には入会できますので是非協力してください。

徳山ダム

導水路着工後ずれ

環境調査徹底 新年度に

[illegible]

2009. 2/11 中日新聞

長良川河口堰の水、徳山ダム導水路に

渇水対策への転用計画

本格的利用のめどが立たない長良川河口堰(三重県)の活用のため、国土交通省と愛知県や名古屋などが検討している長良川と木曽川をつなぐ導水路計画の事業費が約60億円と試算されていることがわ

った。東海3県の渇水に備え、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の計画段階の導水路の一つと兼用施設にする計画だ。河口堰は洪水対策以外に、工業用水など新規の水需要に対応することを主目的に建設された

が事実上、渇水対策に転用する内容だ。1134面に関係記事の国土交通省と愛知、岐阜、三重県、名古屋市でつくる「徳山ダムに係る導水路検討会」の06年10月、07年8月の内部資料を、国交省が「徳山ダム建設中

止を求める会」に開示し、その内容からわかった。求める会は26日に詳細を公表する。河口堰は95年、1840億円をかけて完成したが、開発した毎秒22・5トンの水のうち、3・6トンのみしか利用できていない。内部資料によると、新たな計画では河口堰から十数km上流に計画されている徳山ダム用の導水路施設を増設し、河口堰でためた水(毎秒10・02ト)を取る。徳山ダムからの水(毎秒0・7ト)と

合わせ、名古屋市などの水源になっている木曽川に流す。徳山ダムの導水路の総事業費は890億円、これに60億円を上乗せすれば河口堰の水の利用が可能と記されていた。2010年度には事業に着手するスケジュール案も作られていた。国交省は、徳山ダムの2本の導水路が完成予定の2015年度の実現をめざす考えとみられる。

国交省は有効活用を強調したい考えだが、東海3県の水の需要が増えず徳山ダムの水利用も疑問視されているなか、転用計画に批判も出そうだ。「求める会」事務局長の近藤ゆりさんは「むだな河口堰を根拠づけるために、さらにむだな導水路を造るむちゃくちゃな計画」と指摘する。国交省中部地方整備局の笹森伸博・河川環境課長は取材に「河口堰の常時利用をあきらめたわけではない。渇水時に有効に使う案として考えている」と話している。(伊藤智章)

河口堰、徳山導水と兼用案

転用つじつま合わせ

長良川河口堰でためた水を徳山ダムの導水路で、名古屋市などの水源になっている木曽川に渇水対策用に流そうという国土交通省の案には不自然さがつきまとう。

そもそも変則的だった。国土交通省は「長良川の水環境改善のため」と説明するが、シジミやアユにどう役立つのか、詳しいデータはない。徳山ダム導水路の下流ルートは、河口堰活用のための事業だったのではないかという疑念すら出てくる。

常時利用の見通しがあるからこそ巨費を投じて造ったはずの河口堰の活用が渇水対策とは。しかも、明らかに内部資料によれば、河口堰の水を中流で取ると、その下流の水質に影響が出る可能性もあり、制約が大きい。長良川の水は実際には年間25日程度しか利用できず、7月21日

から9月20日は取水しない、などの条件が検討されたという。これで渇水対策として有効と言えるのか。そうした懸念があるからこそ、国交省はこれまで堰のすぐ上流での取水しか許可しない、との立場だった。

河口堰は開発した水の1割強しか利用されていないのに、愛知、三重両県と名古屋市は、利水分だけで総額で900億円(利子別)の負担金を分割で払い続けている。何とか利用のめどを立てたい、という願望が自治体や国交省にはある。

徳山ダムの導水路の最終案の発表文書について「長良川河口堰利水導水事業との連携について」と明記する案まで検討されていたという。だが、批判を意識してか、今回明らかにした検討内容は、同時に開かれた第三者も入れた木曽川水系流域委員会にも報告されなかった。(伊藤智章)

徳山ダムの水をいったん長良川に分流させ、別の導水路で木曽川とつなげる計画は、

常時利用の見通しがあるからこそ巨費を投じて造ったはずの河口堰の活用が渇水対策とは。しかも、明らかに内部資料によれば、河口堰の水を中流で取ると、その下流の水質に影響が出る可能性もあり、制約が大きい。長良川の水は実際には年間25日程度しか利用できず、7月21日

から9月20日は取水しない、などの条件が検討されたという。これで渇水対策として有効と言えるのか。そうした懸念があるからこそ、国交省はこれまで堰のすぐ上流での取水しか許可しない、との立場だった。

河口堰は開発した水の1割強しか利用されていないのに、愛知、三重両県と名古屋市は、利水分だけで総額で900億円(利子別)の負担金を分割で払い続けている。何とか利用のめどを立てたい、という願望が自治体や国交省にはある。

徳山ダムの導水路の最終案の発表文書について「長良川河口堰利水導水事業との連携について」と明記する案まで検討されていたという。だが、批判を意識してか、今回明らかにした検討内容は、同時に開かれた第三者も入れた木曽川水系流域委員会にも報告されなかった。(伊藤智章)



「大洲市長選かく闘えり・・・・国交省官僚を副市長に」

有友 正本

市長選へ

昨年（２００８年）四月ごろから市長選挙をどうするかという議論が、一般の市民の間でも議論されるようになってきた。また、前回の市長選に立候補していただいた城戸正紀氏からも、私の属する超党派（大洲市議会内の無所属会派）のメンバーそれぞれに対し「市長選へ向け候補者の擁立を」と要請がありました。超党派の仲間の議論は、私の名前が挙がるものの、結束してやろうということにはなりません。市民の皆さんからは、現職の議会内多数派であることを利用しての我田引水の市政運営に対して、強い批判の声が上がり続けていました。

そして、八月の初旬五名の皆さんから私に対して、市長選立候補の要望書が届いた。五名の皆さんは、長浜漁協組合長の中原さん、肱川漁協組合長の楠崎さん、弁護士の奥嶋さん、前回の市長候補の城戸さん、市議で歯科医師の二宮さん。取り次いでいただいたのは、中野茂明市議でした。その時の私の気持ちは『立候補しなければならないのかな、他に人はいないのか。』というのが正直なところでした。同時に私が市長なら山鳥坂ダムが止められる、私なら財政健全化を実現しなければならないことの意義が分かっていると思っていました。

このことが直接の引き金になったとは思っていませんが、九月から十月にかけて市長選に立候補するようという、強い要望が私に直接寄せられるようになりました。大森市政に対しては、図書館建設やその用地の取得そして東大洲のふれあいパークの用地取得（所有者は市長の大森氏だった。）に対し根強い批判の声があることを知っていましたが、その批判を解決するために私が市政を担当するという方向が求められるようになってきたのです。同時に、ダム問題に対しても、私がそれまで感じていた以上に反対の声が強いことも分かりました。

私が立候補するのであれば市長選の争点は２点です。肱川の治水対策と行財政改革を如何に進めるかということになります。特に、私が市議当選以来１４年間取り組んできた山鳥坂ダム建設問題に関して、中止という答えが出せます。

どちらの課題も、これまで市民の声を無視して事業を押し進めてきたことにあります。古くて新しい課題である市民の声を如何に反映していくのかということが問われます。特に、私が市議当選以来１４年間取り組んできた山鳥坂ダム建設問題に関して、中止という答えが出せます。

しかしここで、注意しておかなければならないことがあります。新人が首長選に挑み、ダム反対を掲げて当選した例は、寡聞にして木頭村の藤田恵さんしか知りません。長野県知事を務められ、脱ダム宣言で有名な田中康夫さんも、初当選の時には脱ダムを掲げてはいらっしゃらなかったと思います。その原因の一つは、マスコミがダム推進対ダム反対という構図を作り上げてきたことにあるのではないのでしょうか。そうすると報道がしやすいのです。その結果、新人については、ダム問題以外のことは報道されません。これに対し、現職はどのような政策を進めていても、総合的に施策に取り組んでいます。私が立候補するのなら『山鳥坂ダム建設反対』という言葉を使うことはできない。使えば、私が市議会

議員としてやってきたことが消されると、思っていました。

結論が出せないまま、悶々と思い悩む日が続くようになってきました。変革を求める市民の皆さんからの強い声があるとはいえ、首長選挙では80%現職が勝つとデータが示しています。選挙を行うと多くの皆さんに迷惑をかけます。これに応えるためには、どうしても当選し期待に応えなければなりません。

決意

十一月二日から三日にかけて、愛知県新庄市で開催された設楽ダム建設中止を求める全国集会・水源連総会に、中野茂明市議と共に参加した。ここでも、市長選への出馬を多くのみなさんから要請された。設楽ダム問題にかかわる皆さんの、豊川を思う気持ちには人を強く引きつけるものがありました。徳島県木頭村で村長を務められ国が計画する細川内ダムを、国の巨大ダムとしては日本の行政史上で初めて中止させられた藤田恵さんからのアドバイス「自治体の長はダムを止められます。」は胸に響きました。頭の中では分かっている、実際に格闘した人の言葉は違います。市議になって以来一四年間肱川の治水対策とりわけ山鳥坂ダム問題に取り組んできました。

しかし、このときは決意できないでいました。その後、『俺は60歳じゃないか。サラリーマンを続けていれば定年だ。それなら選挙の勝ち負けは別として、挑戦しよう。後から後悔したくない。市民の皆さんのお役にたてるなら決意しよう。』という気持ちになりました。それが、11月の初めです。

選挙戦

早速、選挙の準備に取りかかりました。

前回の市長選挙を城戸陣営とともに戦った約十名の皆さん、プラス前回旗幟を鮮明にされなかったみなさんに集まっていただき後援会の中心メンバーになっていただくことをお願いしました。

すべて手作りで臨まなければなりません。基本戦略は、草の根で支持を広げることです。

私の立候補に当たって前回市長選では、城戸陣営ではなかった皆さんからも立候補を促され激励されていました。この皆さんを梃に、前回の梶田票一万を取り込まなければなりません。これが選挙の結果を決めるカギです。次第に思わぬところから、前回は梶田さんを応援したが今回は有友を応援すると、支援の手を差し伸べていただいた。そうしているうちに、県紙が私の市長選立候補の記事を一面で流しました。見出しは、『大洲市長選 有友市議出馬へ』となっています。これはまずいと、後援会の皆さんと相談し記者会見の準備に入り一一月一七日記者会見を計画しました。公表は先に延ばし、その間にできるだけ支持を広げていく作戦を採っていました。

ここで一波乱、『ダム反対』は言わないことにしていましたが、記者からダム問題についてはと質され「肱川の治水は、堤防と河道の掘削で可能。ダムによる治水は危険、四年前と三年前ダムの但し書き操作でひどい災害を流域住民受けた。」と述べた。すると「それでは何のことかわからない。賛成なのか反対なのか」同じことを繰り返され、「これまでの発言から比べると、腰が引けているではないか。」と別の記者に発言された。ここに及んで、「ダム反対」と発言せざるを得なくなった。

十一月三十日の午前中、いよいよ事務所開きを行うことになった。約百人の皆さんに参

加していただいた。

午後は財政アナリストの青木秀和氏による**市政勉強会「どうなる世界経済、どうなる我が家の貯金、再建できるか大洲市財政」**と題した講演を行っていただいた。多くの支援者に集まっていただき、後援会組織も形が出来上がり、選挙戦を戦う体制が出来上がりました。会長は前回の市長候補の城戸正紀氏、選対本部長は長浜の中野茂明市議です。

さてここで、国会議員の政策秘書を務めた友人から、立候補に当たっての自己の思いを、なぜ市長選なのかを文章化して、全戸配布するように勧められた。その理由は、一番目にどうしても市長選挙に立候補しようとする、何を考えて立候補しようとするのか広く市民に知っていただく必要がある。その付帯効果として、全戸配布することにより知名度が一般的に20%上がる。このアドバイスを受け入れ、「私の志」と題した文章を作成しました。また、中野茂明市議からは市政に対するアンケートを行うように勧められ、アンケートを作成した。この二つを全戸配布することになった。この二つは、選挙戦を戦う上で大きな効果を生んだ。野菜作りに例えれば、地均しに相当する役割を果たした。アンケートの回答で100%近くの市民の皆さんが、大洲市が説明責任を果たしていないと判断されていることなど、市民の皆さんの市政に対する率直な気持ちを知ることができました。

年が明けました。気持ちを新たに、初詣の参拝客が多い神社での名刺配りを思いつきました。長男にも同行させ、長男にはリーフレットを配布させました。街頭での演説を早く始めるように求められ、開始しました。軽自動車にスピーカーを載せ、三人から四人が乗り込みます。私が演説を行い、他の人がチラシを配って回ります。はじめのうちは、こんな反応でいいのかなと思いながら街頭演説を行っていましたが、徐々に反応が良くなってきました。演説の内容は、市民の声が市政に生かされていないこと、ダム問題、大洲市の財政問題などです。去年のうちは、「一月市長選挙ですか？えっ、有友さん立候補するのですか？」という答えもありましたが、年が明けるとそういう反応はほとんどなくなりました。告示の直前には、こんなに反応が良くていいのかと思うほどの状態になってきました。

これと並行して、相手陣営の動きも伝わってきます。市政報告会を地区別に進められているようです。ポスターも、各地で目にするようになってきました。屋内用と称して、店舗や農協の支所に掲示させているようです。地方選挙では、候補者個人のものは、不特定多数の人の目の付くところに掲示することはできません。違反だということは判った上で、意識的に張らせているのではないでしょう。

面白いこともありました。市の選管の職員から電話が入ってきました。用件は、街頭で私が「市長候補 有友」と言っていると、現職陣営から抗議があったということです。私は「ひょっとすると誤って、一度か二度言っているかもしれない。」と答えたところ、電話の前に相手の政策チラシが貼ってあります。これには「大洲市長候補 大森隆雄」と明確に印刷されています。今度は逆に、このチラシのことを抗議しました。選管から相手陣営に配布しないよう要請があったはずですが

告示

一月十八日、この日が告示です。出陣式には参議院議員の友近氏、民主党の愛媛第4支部長高橋氏が駆けつけていただいた。また、ダム問題にかかわる全国の皆さんを代表して、水源連の遠藤氏にも参加していただいた。前日はまだ、少し喉が痛い程度で声は十分出ていましたが、声がかすれてほとんど出ません。ここは、喉が裂けても声を出さなければな

らないところと、必死で声をあげました。現市政が、説明責任を果たしていないこと、肱川の治水対策のあり方について、市民参加で財政健全化を図ること、市民参加の町づくりなどを訴えました。大洲市政の問題は、すべて市民の声を無視してきたことに、端を発しています。

翌日の新聞によると、大森陣営には約1,400人の参加で、わが陣営には400人の参加と出ていました。前は自民党は分裂選挙でしたが今回は一本化23名の市議が応援に回り、建設業界・農協が支援に回りました。告示までの反応、初日の反応に手応えを強く感じていましたので、負ける気は全くしませんでした。告示になると、告示前と比較して反応がまったく異なってきました。私への支持が急激に上がってきているようです。さて選挙期間中の天気予報はまあまあの予報ですが、週末は雪の予報が出ています。できるだけ早目の投票を呼び掛けることにしました。現職陣営は前回市長選で、かなり組織的に期日前投票をしています。注意しなければなりません。選挙期間中もいろいろありましたが、一つ一つ乗り越えてゆくことができました。支持も着々と広がっています。

選挙期間中朗報が入りました。水源連の遠藤氏からの求めに応じて、参議院議員の大河原雅子さんが東京から私の応援に入ってくださいことになりました。二十四日（金）の午後です。共にマイクを握り、私への支持を求めています。

選挙結果

二五日は投票日です。選挙戦の興奮冷めやらぬ中ですが、朝寝坊の私も連日の朝の六時起床が身についてしまったようです。六時には、目が覚めてしまいました。選挙期間中は一月としては暖かい日が続いたのですが投票日の今日は冷え込んでいます。道路には少しですが積雪が、そしてかなり冷え込んでいます。九時には事務所へ出ました。あれだけの反応があったのだから、天気のことを気になりながらも間違いないだろうと思っていました。午後に入ると続々と応援していただいた皆さんが事務所へ来ていただきます。それぞれの皆さんが、電話でダメ押しをしたり、投票所へ行けない人を投票所へ連れて行っていたりしています。

開票は午後九時半からです。投票率は64.84%です。十時頃開票の第一報が入りました。どちらも10,000票です。歓声が上がります。「勝つぞ！」の声が事務所に響きます。十時四十五分頃、最終得票の発表です。残念なことに敗戦です。

13,390票 大森隆雄

12,488票 有友正本

翌日の地元紙の見出しです。

『大洲市長に大森氏再選 有友氏に902票差 ダム建設推進訴え
手法に批判信任遠く』

『大森さん「夢市民に」 大洲市長選 辛勝 重みかみしめ
4年間命かける』

『草の根 有友さん無念 ダム問題点今後も訴え』

副市長問題

選挙戦が終わり、直後に浮上したのは副市長問題です。2月12日中野茂明市議に会ったところ市長の大森氏から「副市長に、県の土木部長の清水裕氏（国土交通省より出向）

を起用したい。」と話があり、受け入れられないと返事をしたとのことでした。17日に臨時議会を開催し、ここで提案するとのことでした。この話を聞いて感じたことは、現職の大森氏は市民からの信任を受けたとは言えない結果であるにもかかわらず、三分の一は棄権、三分の一が支持、三分の一は有友という選挙結果、なぜこんな人事を行うのか。選挙結果だけから判断すれば、決して市民はダムを受け入れたのではありません。そして、山鳥坂ダムを建設するためだけなのか。という疑問が湧いてきました。市民の信任を受けられなかった市長が国土交通省や愛媛県と相談して、何が何でもダムを建設するためこの人事を行ったのではないはずです。

翌13日この人事に関する記事が愛媛新聞に掲載されていました。

見出しは、次の通りです。

『大洲市 副市長に前県土木部長 国交省の清水氏 ダム建設推進狙いか』

『山鳥坂シフト人事 初代工事事務所長 市民ら賛否』

この記事の全体の論調は、私が感じたようにダム建設推進が正面に出ています。引っかけたのは、鹿児島県川内市で助役を経験していることです。大洲市程度の規模の自治体へ、県の土木部長を経験した54歳の国交省キャリアが天下るのが普通の人事なのでしょうか。官僚制度に詳しい友人に確認してみたところ、今回の副市長人事はかなり異常だとのことでした。大洲市程度の規模だと本省の40歳前後の課長補佐か課長代理クラスを送り込むのが、順当なところだそうです。だとすれば、これは格下げ人事です。一般的に官僚の世界で、格下げ人事が行われるのは、不祥事があったときだけのはずです。清水氏に絡む不祥事の話は出てきません。ここまで考えて、私はこの人事には裏があると確信しました。大森市長は、土木部長としての清水氏を見て、ぜひ副市長に欲しいと思ったかもしれませんが、愛媛県や国土交通省は別のことを考えたのです。

考えさせたのは、今回の市長選の結果です。三分の一の支持しか得られない薄氷の当選だった大森氏を見捨て、四年後の大洲市長選を考えたのです。その結果が、今回の副市長人事となったのです。これで、ダム推進の四年後の市長候補が出来上がったのです。「国とのパイプ」を強く持つ副市長を、次の市長候補にするというシナリオが透けて見えます。国土交通省のキャリア出身の市長ならば、保守票をとりやすいと考えてもおかしくありません。

さらに、この副市長は、国交省をバックにすべての言動を行うことになるのではないのでしょうか。しばらくはおとなしくしていることも考えられますが、いずれは市長に対しても対等以上の立場でものを言うようになるのではないのでしょうか。こんなことも考えられます。一級河川の都道府県管理や、地方整備局のあり方が問題になっています。国土交通省は、必死にそれに代わるものを画策しているはずです。職員の天下り先です。副市長だけでとどまるのではなく、部長や課長の天下りもあり得るのではないのでしょうか。こうなると大洲市とは名前だけで、実態は国交省の植民地ということになりかねません。

私の心配が、杞人の憂いであれば大洲市民にとって幸いなことです。ぜひ、そうであってほしいと願っていますが。